

神川町こども計画

～こども・若者が未来に希望を持ち 地域みんなで育ち合うまち～



令和7年3月 埼玉県神川町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 神川町のこども・若者をめぐる現状	7
1 人口と世帯の状況	9
2 人口動態の状況	12
3 婚姻等の状況	13
4 就業の状況	14
5 支援を必要とする家庭の状況	16
6 教育・保育環境等の状況	17
7 アンケート調査からみる現状	18
8 こども・若者の意見聴取からみる現状	25
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 こども基本法に基づく計画	33
2 基本理念	34
3 基本目標	35
4 施策体系	36
第4章 量の見込みと確保の方策	37
1 教育・保育提供区域の設定	39
2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	40
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	43
第5章 施策の展開	55
基本目標1 ゆとりと生きがいをもって子育てができる	57
基本目標2 安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長できる	64
基本目標3 すべてのこども・若者が健やかに成長できる	68
基本目標4 こども・若者が自分らしく育ち、可能性を広げる	72
基本目標5 こども・若者が安全に暮らせる環境がある	76

第6章 計画の推進体制	79
1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	81
2 こども・若者の社会参画・意見反映	81
3 関係機関等との連携	82
4 計画の評価・見直し	82
資料編	83
1 計画策定の経過	85
2 神川町子ども・子育て会議設置要綱	86
3 神川町子ども・子育て会議委員名簿	88

＊本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、子ども・子育て支援法に基づく用語は「子ども・子育て」とし、施策によって「児童」「生徒」「少年」「若者」「青少年」「子ども」等の用語を併用しています。

第1章 計画の策定にあたって

-
- 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の対象
 - 4 計画の期間
 - 5 計画の策定体制
-

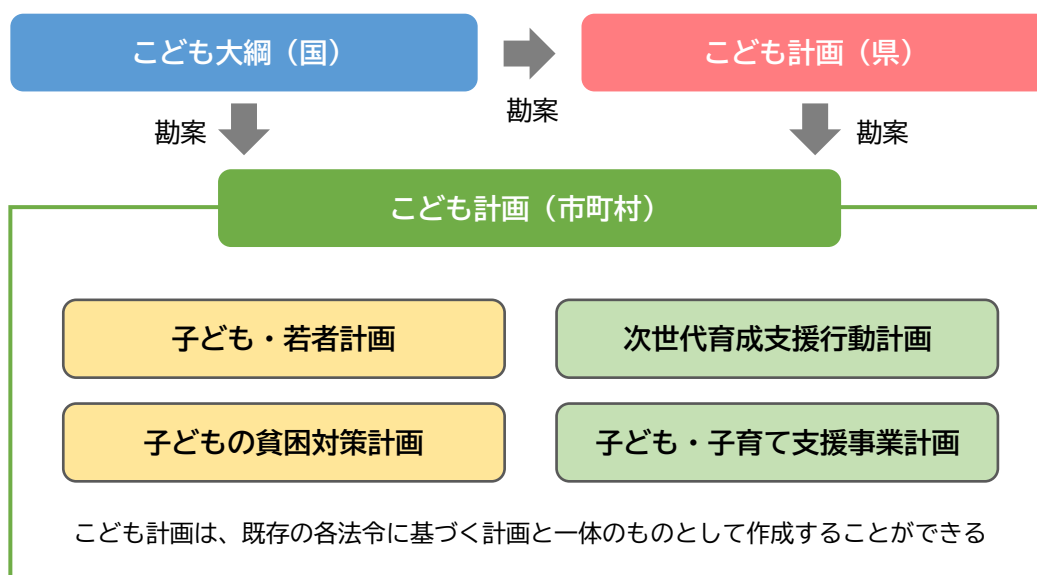
1 計画策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期神川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てについての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、子育てが喜びであり楽しみであることを実感でき、一人ひとりのこどもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現を目指してきました。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、新たにこども家庭庁が設置されました。令和5年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねる「こども大綱」が策定され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。こども大綱においては、こども・若者・子育て支援に関する取り組み・政策を社会の真ん中に据え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「こどもまんなか社会」＝「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すとしています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度までを計画期間とする「第2期神川町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、こどもの貧困対策や若者世代への支援策等を整理・追加し、新たに「神川町こども計画」を策定します。そして、新たな計画の推進により、こども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、すべてのこども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指していきます。

◇こども計画（市町村）のイメージ◇



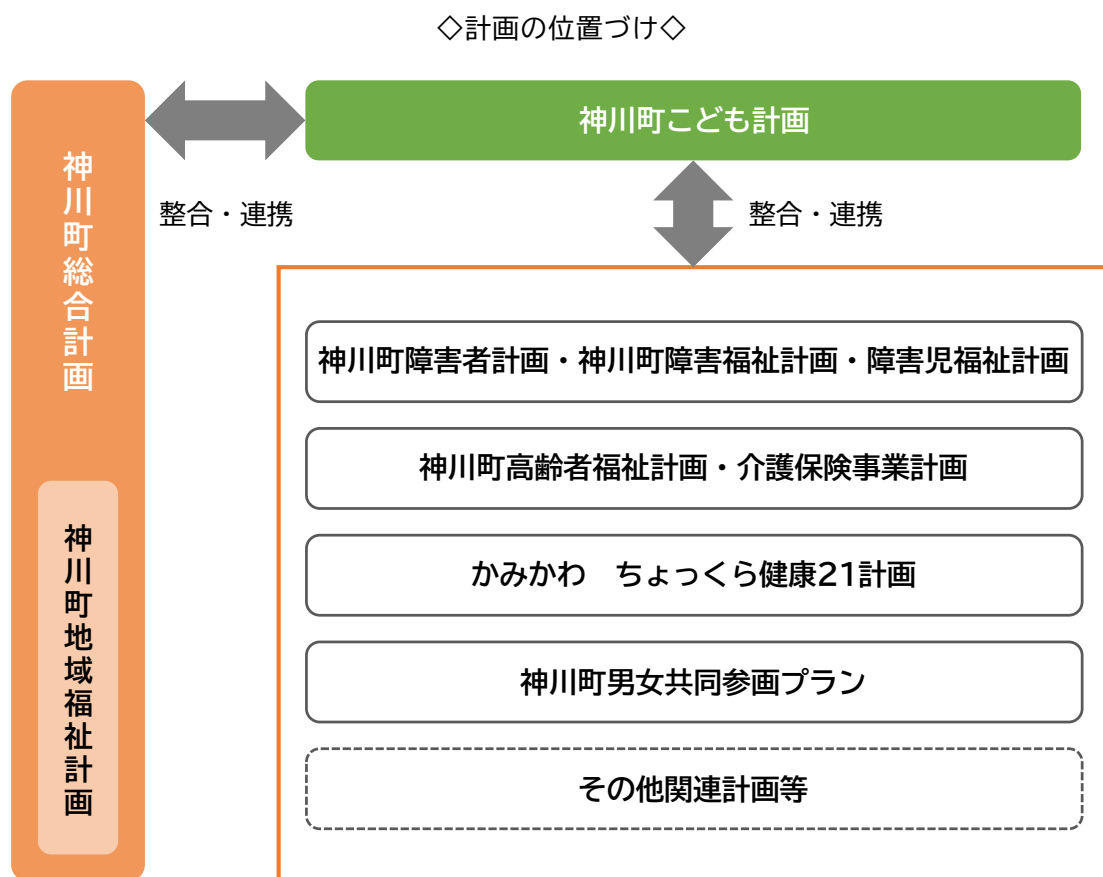
2 計画の位置づけ

(1) 関連する法令と包含する計画

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」など、関連する計画を包含し、一体のものとして策定します。

(2) 上位・関連計画との関係

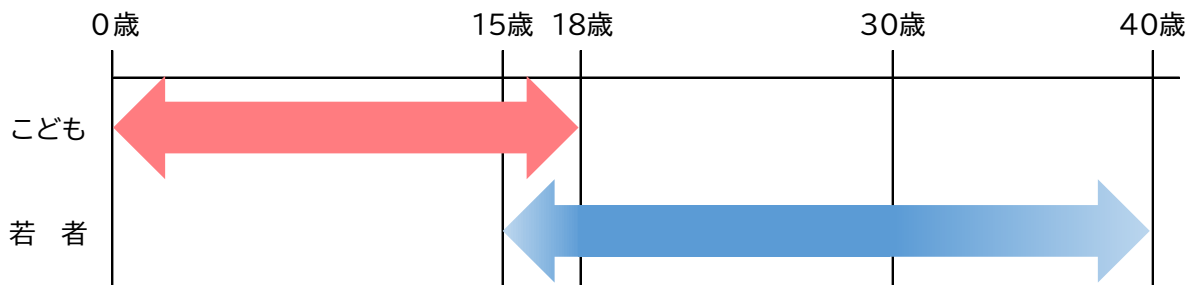
本計画は、「神川町総合計画」を最上位計画とし、「神川町障害者計画・神川町障害福祉計画・障害児福祉計画」や「かみかわ ちょっくら健康21計画（神川町健康増進計画・神川町食育推進計画・神川町歯科保健行動計画・神川町自殺対策計画）」、「神川町男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者とします。こどもは概ね18歳未満、若者は義務教育終了後から30歳未満としますが、就労支援などの一部の施策については40歳未満を対象とします。

◇こども・若者の年齢◇

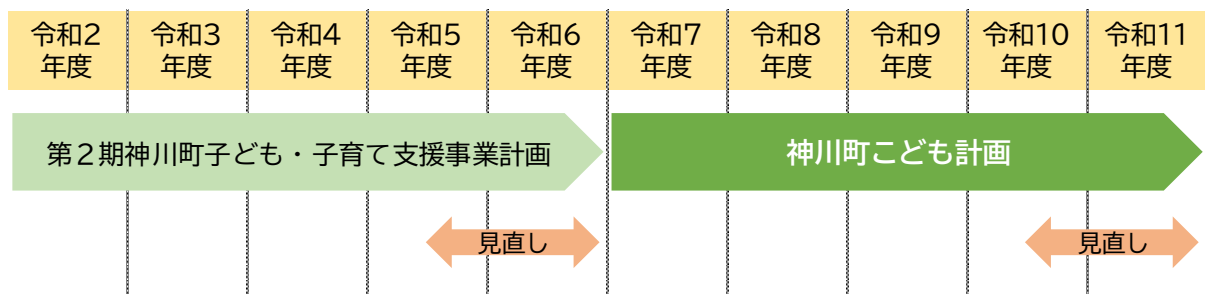


4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

◇計画の期間◇



5 計画の策定体制

(1) 神川町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、こどもの保護者、関係団体、事業者、行政機関の関係者等で構成する「神川町子ども・子育て会議」において協議・検討を行いました。

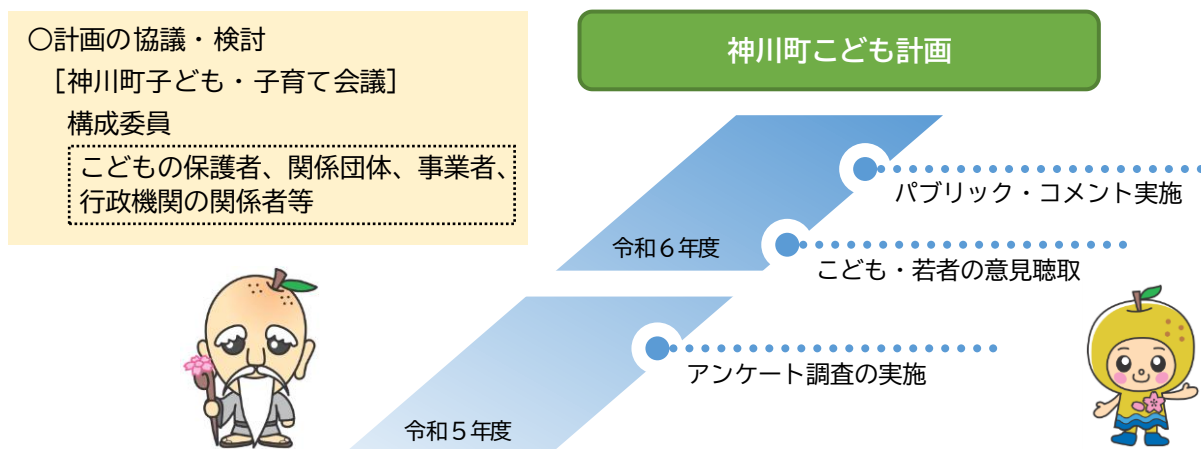
(2) 町民の意見聴取の実施

本計画策定の基礎資料とするため、就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。また、こども基本法第3条（基本理念）及び第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）に基づき、こどもの意見等を踏まえた計画とするため、こども・若者へのアンケート調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するため、パブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

◇計画の策定体制◇



第2章 神川町のこども・若者をめぐる現状

-
- 1 人口と世帯の状況
 - 2 人口動態の状況
 - 3 婚姻等の状況
 - 4 就業の状況
 - 5 支援を必要とする家庭の状況
 - 6 教育・保育環境等の状況
 - 7 アンケート調査からみる現状
 - 8 こども・若者の意見聴取からみる現状
-

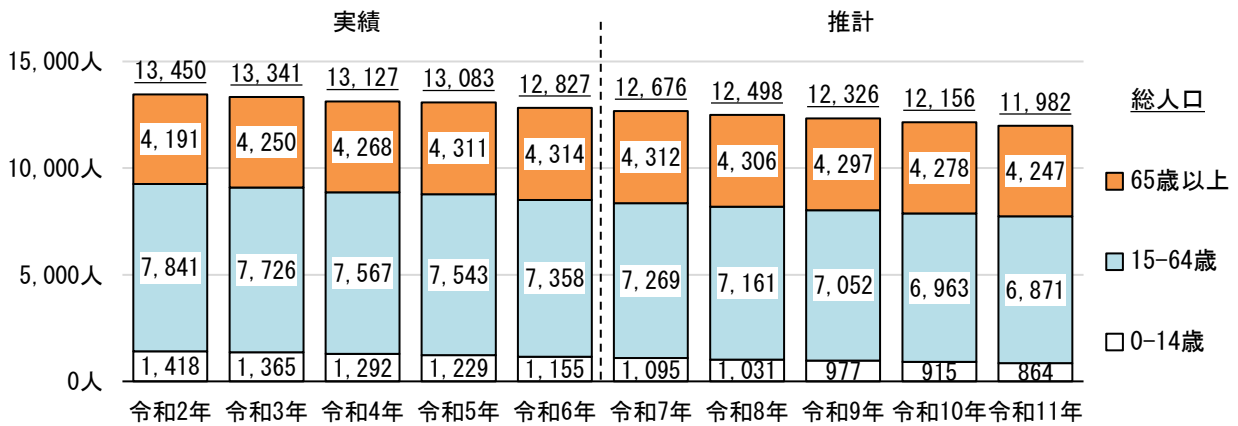
1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移と推計

本町の総人口をみると、令和6年は12,827人となっており、令和2年から623人（4.6％）の減少となっています。コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）を用いた将来推計によると、令和7年以降も人口減少が続くことが見込まれます。

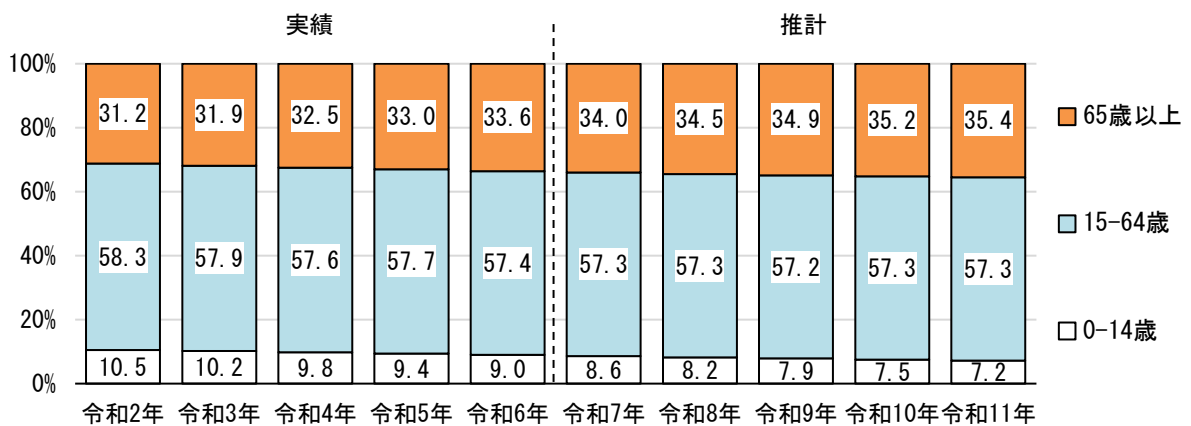
年齢3区分別人口構成比をみると、高齢化率（65歳以上の高齢者人口の割合）が増加している一方、15～64歳の生産年齢人口と0～14歳の年少人口の割合は減少が続いています。令和7年以降は、15～64歳の生産年齢人口は横ばい、0～14歳の年少人口は減少が続くことが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：神川町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移と推計



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならないことがあります（以下同じ）

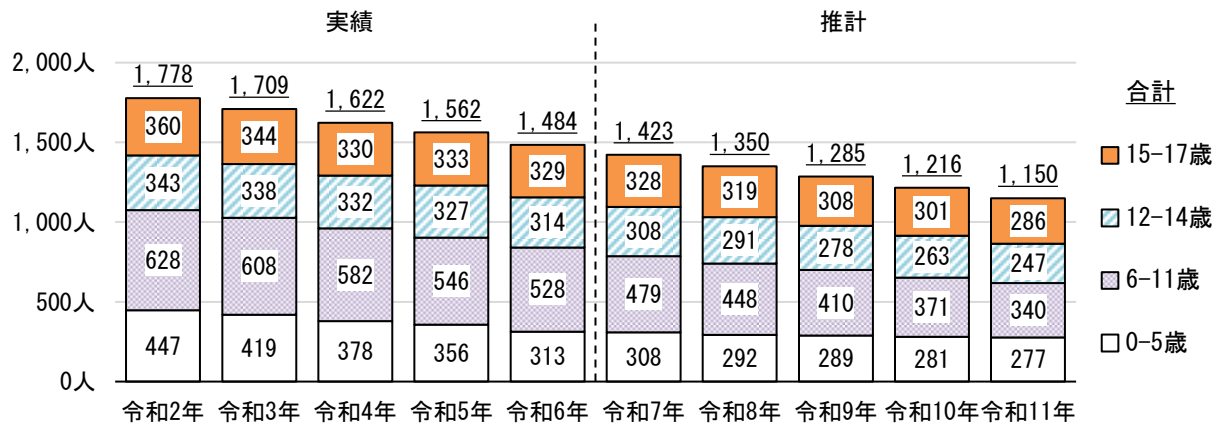
資料：神川町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こども・若者の人口の推移

1) こどもの人口の推移と推計

本町の18歳未満のこどもの人口は年々減少しており、令和6年では1,484人となっています。令和2年から令和6年の5年間で294人（16.5％）の減少となっており、今後も減少が続くことが見込まれます。

■18歳未満のこどもの人口の推移と推計

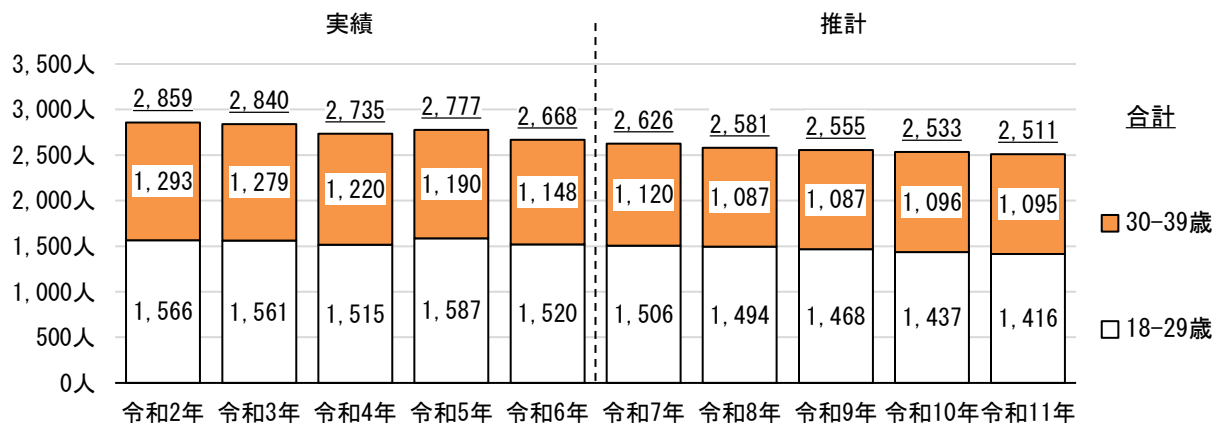


資料：神川町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) 若者の人口の推移と推計

本町の18～39歳の若者の人口は減少傾向で推移しており、令和6年では2,668人となっています。令和2年から令和6年の5年間で191人（6.7％）の減少となっており、今後も減少が続くことが見込まれます。

■18歳以上39歳未満の人口の推移と推計



資料：神川町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

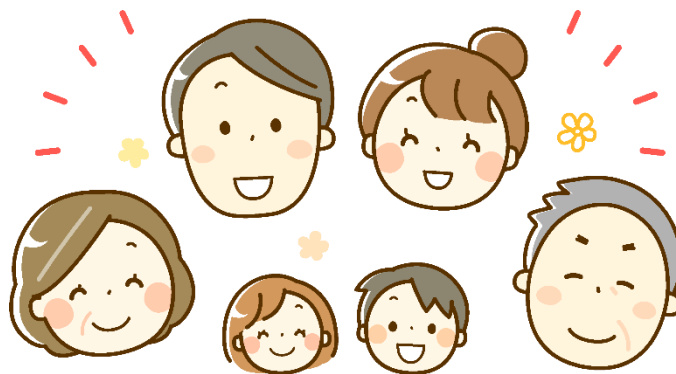
(3) 世帯数の推移

本町の世帯数をみると、一般世帯数（学校の寮や病院の入院者など、施設等の世帯を除いた世帯）は年々増加しており、令和2年では5,182世帯となっています。世帯の種類別でみると、核家族世帯と単独世帯が増加しており、世帯の核家族化、単独化が進んでいることがうかがえます。母子世帯及び父子世帯は、平成22年以降減少しています。

■世帯数の推移

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
一般世帯	4,400	4,988	5,015	5,182
核家族世帯	2,617	2,992	2,985	3,055
構成比(%)	59.5	60.0	59.5	59.0
単独世帯	808	1,077	1,294	1,548
構成比(%)	18.4	21.6	25.8	29.9
3世代世帯	751	633	471	340
構成比(%)	17.1	12.7	9.4	6.6
その他	224	286	265	239
構成比(%)	5.1	5.7	5.3	4.6
1世帯あたり人員	3.14	2.90	2.74	2.58
(再掲)母子世帯	65	83	60	51
18歳未満の親族がいる母子世帯	59	73	54	46
(再掲)父子世帯	15	22	11	9
18歳未満の親族がいる父子世帯	14	19	8	7

資料：国勢調査

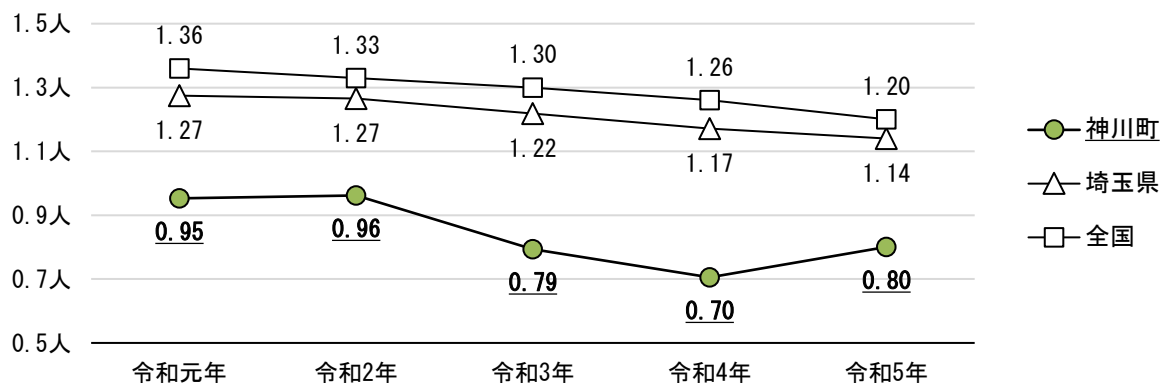


2 人口動態の状況

(1) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、国及び埼玉県を下回って推移しており、令和5年では0.80となっています。

■合計特殊出生率の推移



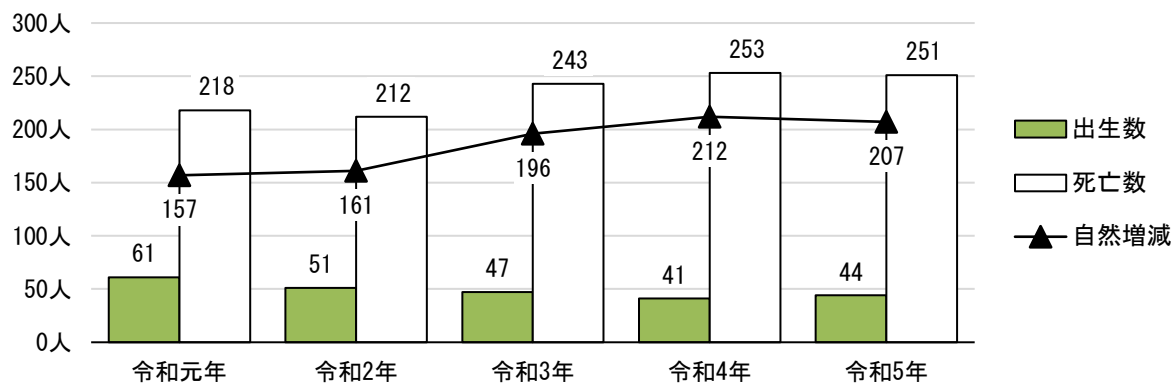
資料：[全国] 厚生労働省 人口動態統計 [神川町・埼玉県] 埼玉県 人口動態概況

(2) 出生数と死亡数の推移

本町の出生数は年々減少していましたが、令和5年は増加し44人となっています。死亡数は200人台で推移しており、令和5年では251人となっています。

本町は、死亡数が出生数を上回っている「自然減」の状況にあり、令和5年では207人の減少となっています。

■出生数と死亡数の推移



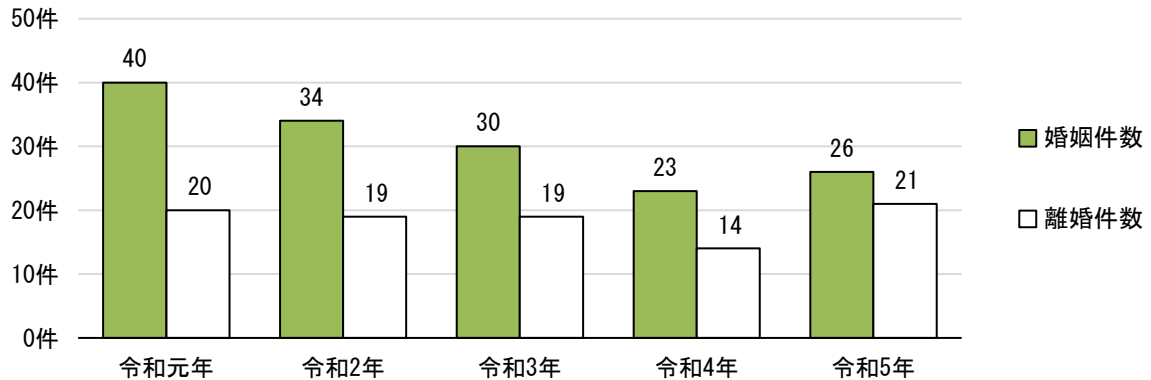
資料：埼玉県 人口動態概況

3 婚姻等の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数は、婚姻件数が離婚件数を上回って推移しており、令和5年の婚姻件数は26件、離婚件数は21件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移



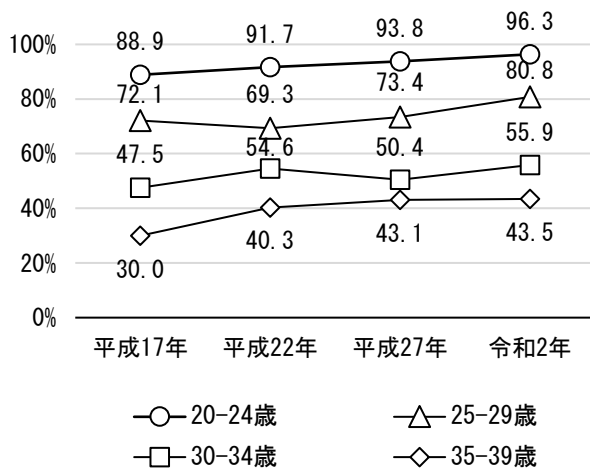
資料：埼玉県 人口動態概況

(2) 未婚率の推移

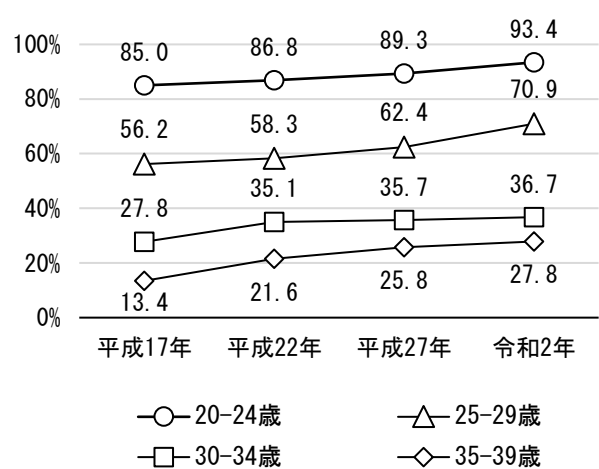
本町の未婚率について、平成27年と令和2年を比較すると、男女ともにすべての年齢で割合が上昇しています。特に25～29歳で大きく上昇しており、男性では7.4ポイント、女性では8.5ポイントの上昇となっています。

性別で比較すると、すべての年齢で男性の未婚率の方が高くなっています。

■未婚率の推移〔男性〕



■未婚率の推移〔女性〕



資料：国勢調査

4 就業の状況

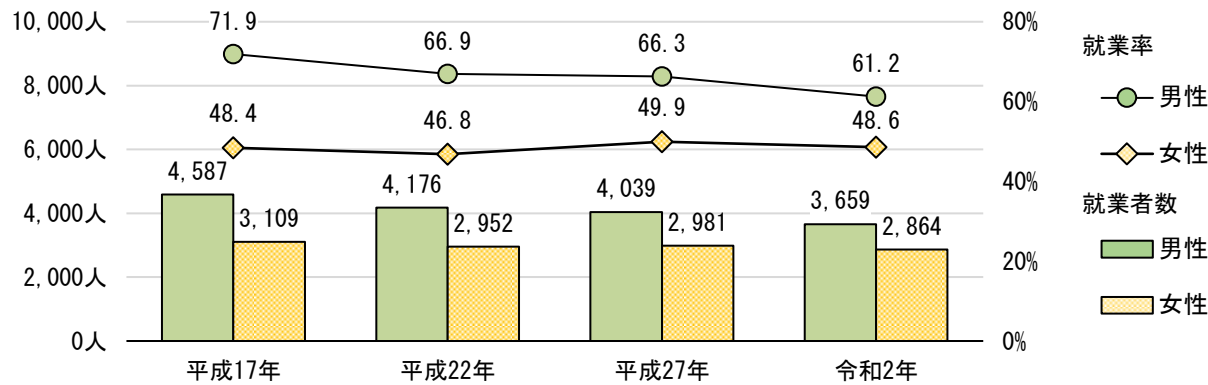
(1) 男女別就業率の状況

本町の実業率の状況をみると、男性は年々低下しており、令和2年には61.2%となっています。一方、女性はい40%台後半で推移しており、令和2年には48.6%となっています。

男女ともに、直近の平成27年から令和2年にかけては、就業者数が減少し、就業率も低下している状況です。

全国及び埼玉県と比較すると、男性の実業率は全国より高く、埼玉県より低くなっており、女性の実業率は全国及び埼玉県より高くなっています。

■就業者数と就業率の推移



		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳以上(人)	男性	6,380	6,245	6,088	5,974
	女性	6,430	6,303	5,973	5,887
就業者数(人)	男性	4,587	4,176	4,039	3,659
	女性	3,109	2,952	2,981	2,864
就業率(%)	男性	71.9	66.9	66.3	61.2
	女性	48.4	46.8	49.9	48.6

資料：国勢調査

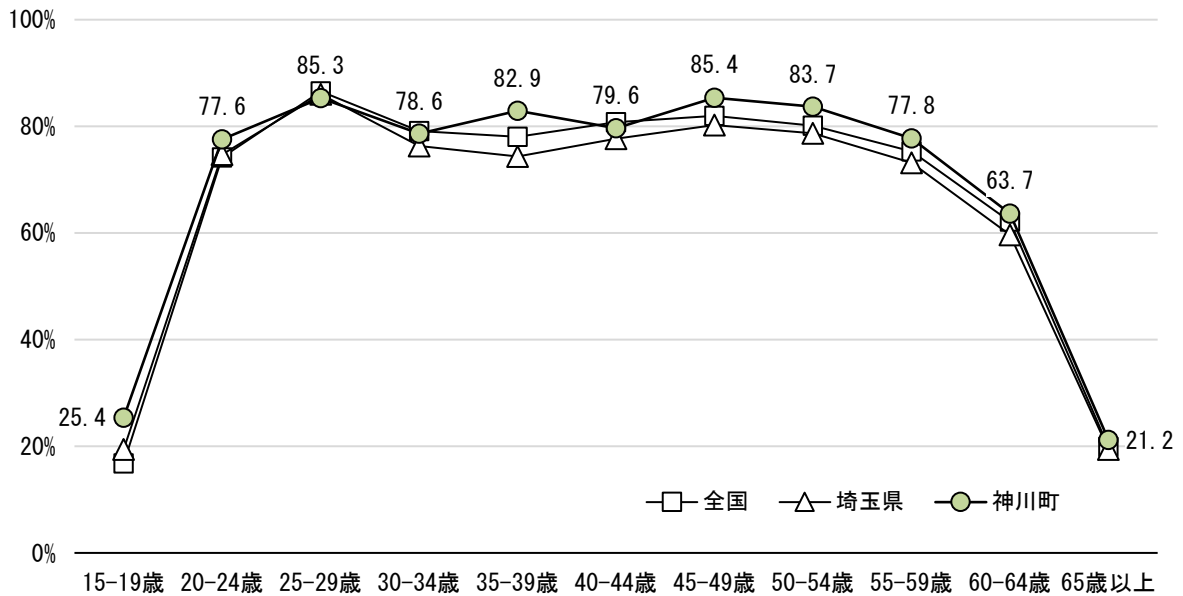
	男性			女性		
	15歳以上(人)	就業者(人)	就業率(%)	15歳以上(人)	就業者(人)	就業率(%)
神川町	5,974	3,659	61.2	5,887	2,864	48.6
埼玉県	3,097,040	1,898,576	61.3	3,173,142	1,488,304	46.9
全国	52,098,467	31,501,307	60.5	56,160,102	26,141,918	46.5

資料：国勢調査（令和2年）

(2) 女性の就業の状況

本町の女性の労働力率は、25～29歳、35～39歳、45～49歳、50～54歳で80%台となっています。全国及び埼玉県と比較すると、15～19歳と20～24歳、35～39歳、45歳以上では全国及び埼玉県の水準を上回っています。

■女性の年齢別労働力率



単位: %

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
神川町	25.4	77.6	85.3	78.6	82.9	79.6	85.4	83.7	77.8	63.7	21.2
埼玉県	19.4	74.7	86.0	76.3	74.4	77.7	80.3	78.7	73.2	59.7	19.4
全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料: 国勢調査 (令和2年)



5 支援を必要とする家庭の状況

(1) 生活保護世帯の状況

本町の生活保護世帯数は、年々増加しており、令和5年度では123世帯となっています。

■生活保護世帯数の推移

単位：世帯

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	107	113	114	115	123
高齢者世帯	55	56	58	58	61
母子世帯	5	6	4	2	2
障害者世帯	17	16	14	16	20
疾病者世帯	17	14	17	13	14
その他の世帯	13	21	21	26	26

資料：行政報告書

(2) 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の状況

本町の児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者数について、児童扶養手当受給者数は、減少傾向で推移しており、令和5年度では89世帯となっています。特別児童扶養手当受給者数は、20世帯前後で推移しており、令和5年度では22世帯となっています。

■児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者数の推移

単位：世帯

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当	106	103	103	97	89
特別児童扶養手当	23	23	20	20	22

資料：行政報告書

6 教育・保育環境等の状況

(1) 保育所・幼稚園

■町内の保育所・幼稚園

施設名	区分	定員	所在地
丹荘保育所	公立	150名	神川町大字八日市222-1
青柳保育所	公立	100名	神川町大字新里2787-1
神川幼稚園	公立	180名	神川町大字新里362-2

(2) 放課後児童クラブ（学童保育所）

■町内の放課後児童クラブ（学童保育所）

施設名	所在地
梨の実クラブ	神川町大字関口110-8
あおやぎ学童	神川町大字二ノ宮79-1
渡瀬学童保育所	神川町大字渡瀬565-1
丹荘学童保育所	神川町大字関口21-8

(3) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、就園前の児童と保護者を対象に、必要な支援を選択して利用できるよう、身近な保育所・認定こども園・公共施設などの場所に開設された、遊びを通して親子で触れ合ったり、子育て中の親子同士が交流したりすることができる場です。

■町内の地域子育て支援センター

施設名	所在地
神川町子育て支援センター	神川町大字八日市222-1（丹荘保育所内）

7 アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握するためのニーズ調査として実施しました。

2) 調査の対象

調査の種類	調査の対象	配布数
就学前児童の保護者	保育所・幼稚園就園児・未就園児	250件
小学生の保護者	小学1～6年生	250件

3) 調査の方法

調査票は郵送及び教育・保育施設による配付により実施しました。

4) 調査の期間

調査の種類	調査の期間
就学前児童の保護者	令和6年2月
小学生の保護者	令和6年2月

5) 調査の回答状況

配布・回答の結果は次のとおりです。

調査の種類	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	250件	163件	65.2%
小学生の保護者	250件	102件	40.8%

※前回の調査との比較を行っている項目があります。

前回…平成30年12月実施 <回答数/配布数> 就学前児童：224/420件 小学生：95/250件

(2) ニーズ調査結果概要

1) 母親の就労状況〔就学前児童〕

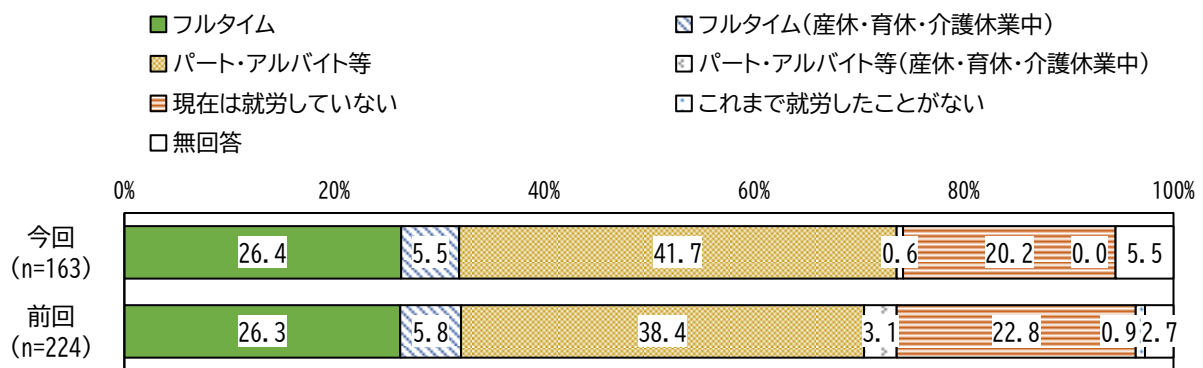
母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が41.7%で最も多く、以下「フルタイム」が26.4%、「現在は就労していない」が20.2%、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」が5.5%、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）」が0.6%となっています。

就労している母親の1週あたりの就労日数は、「5日」が66.9%で最も多く、以下「4日」が13.2%、「3日」が7.4%、「6日」が5.8%などとなっています。また、1日あたりの就労時間は、「8時間」が32.2%で最も多く、以下「6時間」が24.0%、「7時間」が13.2%、「5時間」が10.7%などとなっています。

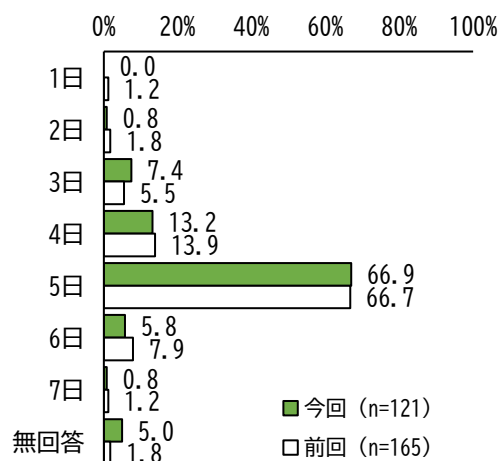
前回の調査と比較すると、1日あたりの就労時間は、「6時間」未満が減少し、「6時間」や「8時間」など、長い時間が増加しています。

問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。（1つに○）

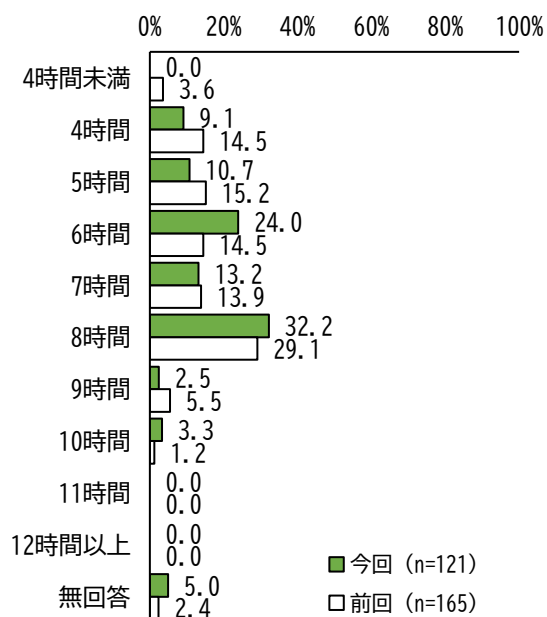
○就労状況



○1週あたりの就労日数



○1日あたりの就労時間



※質問文及び選択肢は一部簡略化して記載しています（以下同じ）

2) 父親の就労状況〔就学前児童〕

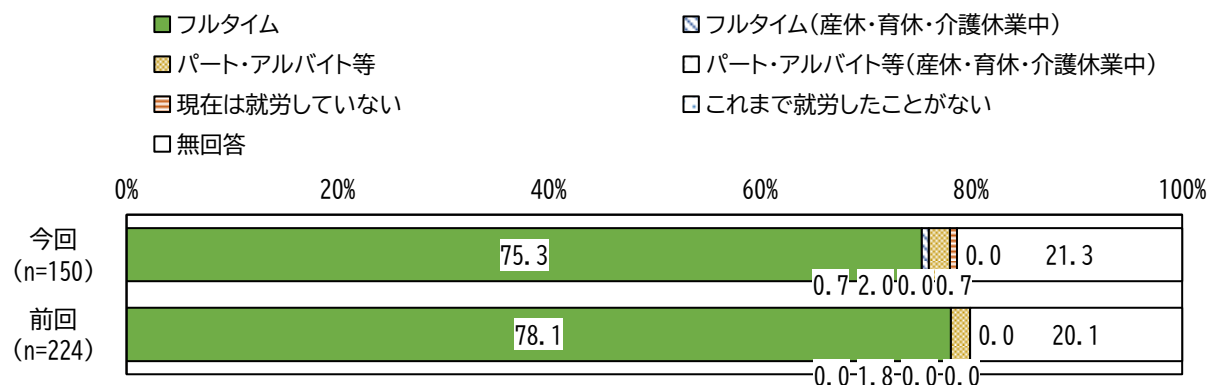
父親の就労状況は、「フルタイム」が大半を占めています。また、母親より少ないものの「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」との回答もみられます。

就労している父親の1週あたりの就労日数は、「5日」が65.0%で最も多く、次いで「6日」が26.5%となっています。また、1日あたりの就労時間は、「8時間」が55.6%で最も多く、以下「10時間」が17.1%、「9時間」が11.1%、「12時間以上」が10.3%などとなっています。

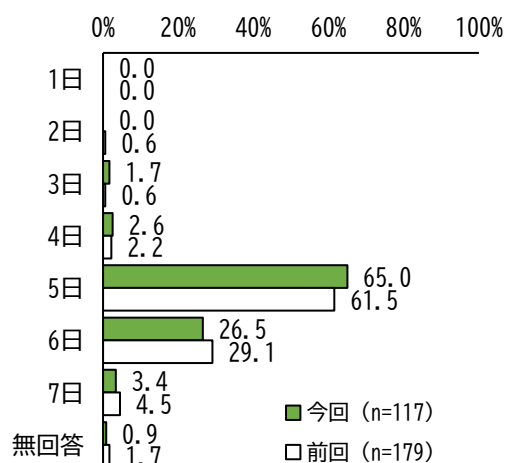
前回の調査と比較すると、1週あたりの就労日数は、「6日」と「7日」が減少し、「5日」が増加しており、1日あたりの就労時間は、「9時間」以上が減少し、「8時間」が増加しています。

問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。（1つに○）

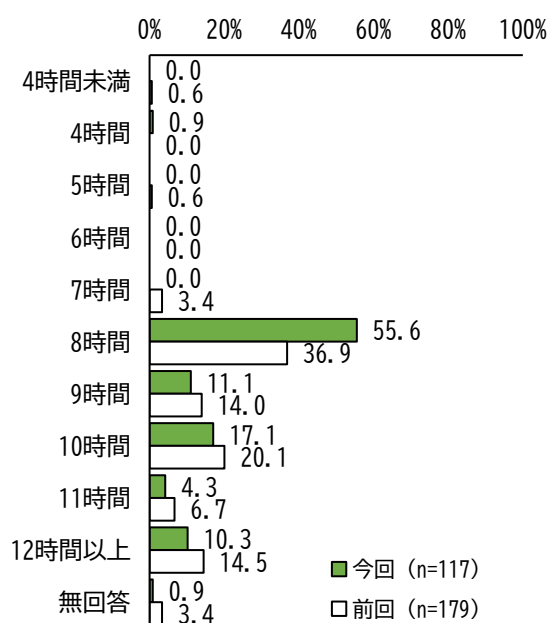
○就労状況



○1週あたりの就労日数



○1日あたりの就労時間

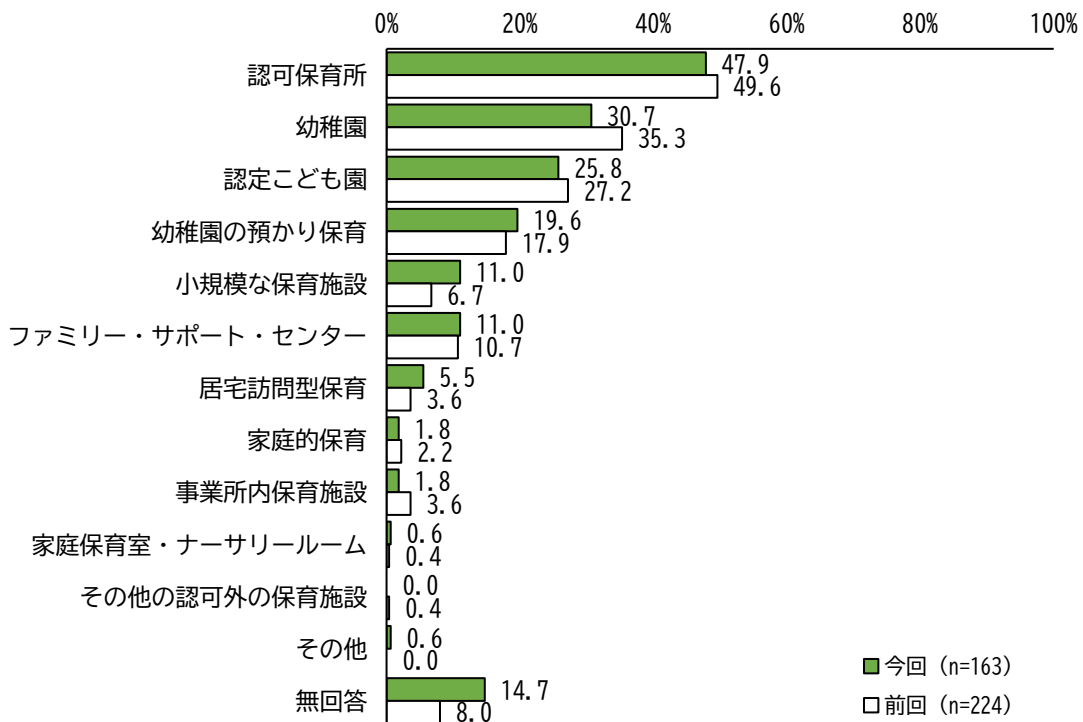


3) 定期的に利用したい事業

就学前児童の定期的な事業の利用意向は、「認可保育所」が47.9%で最も多く、以下「幼稚園」が30.7%、「認定こども園」が25.8%、「幼稚園の預かり保育」が19.6%などとなっています。

前回の調査と比較すると、大きな変化はないものの、「小規模な保育施設」が4.3ポイント増加する一方、「幼稚園」は4.6ポイント減少しています。

問 宛名のお子さんの平日の施設・サービスとして、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

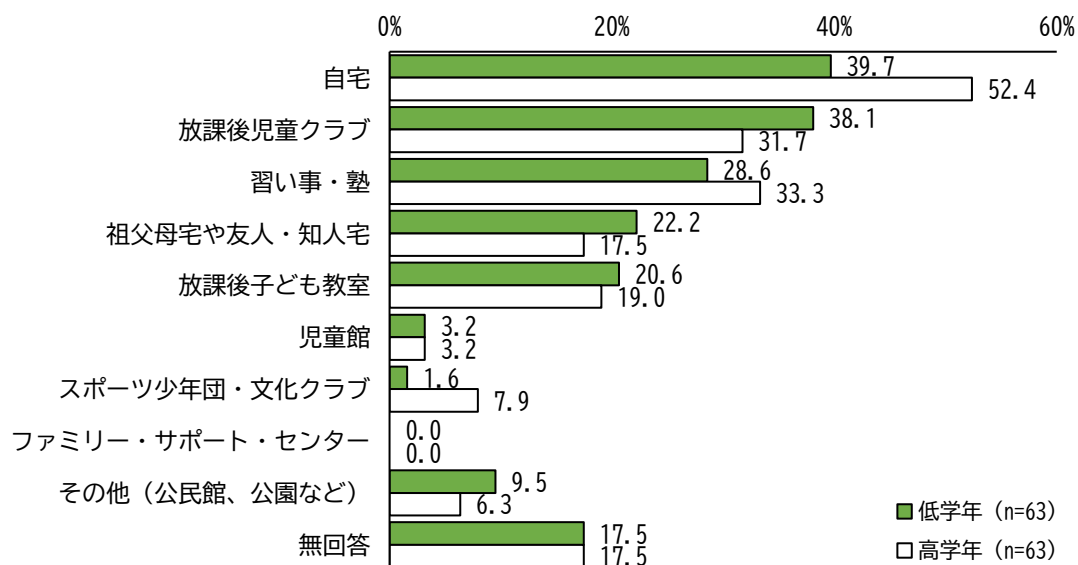


4) 放課後の過ごし方

放課後の過ごし方の希望について、低学年時では、「自宅」が39.7%で最も多く、以下「放課後児童クラブ」が38.1%、「習い事・塾」が28.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が22.2%、「放課後子ども教室」が20.6%などとなっています。

高学年時では、「自宅」が52.4%で最も多く、以下「習い事・塾」が33.3%、「放課後児童クラブ」が31.7%、「放課後子ども教室」が19.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が17.5%などとなっています。

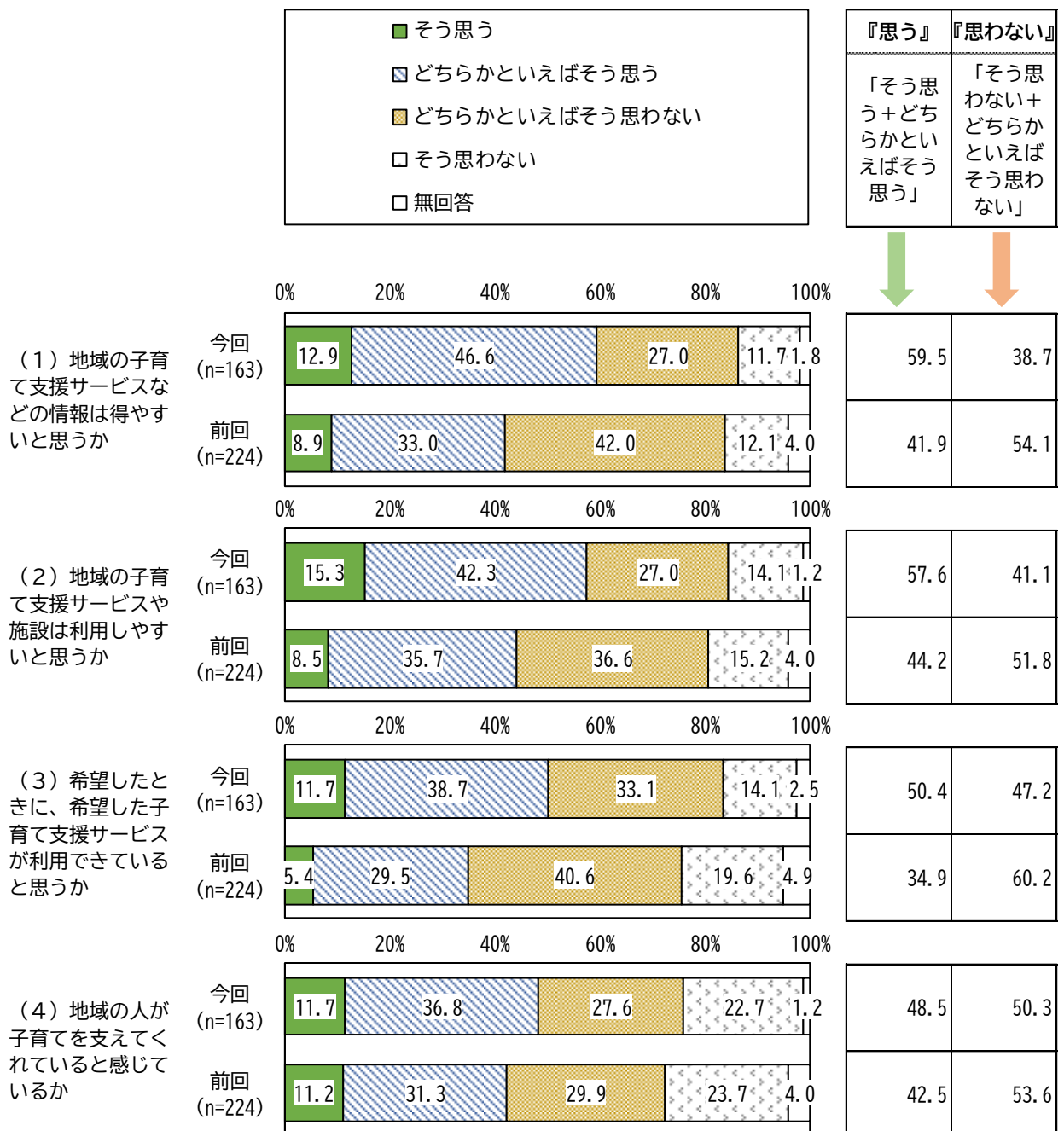
問 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



5) 町内の子育て環境

町内の子育て環境について、前回の調査では、すべての項目で『思わない』（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）が過半数を占めていましたが、今回の調査では、4項目中3項目で『思う』（そう思う＋どちらかといえばそう思う）が過半数を占めています。また、『（4）地域の人の子育てを支えてくれていると感じているか』についても、『思う』との回答が6.0ポイント増加しており、全体的に評価が高まっていることがうかがえます。

問 町内の子育て環境について、どのように感じていますか。（それぞれ1つに○）

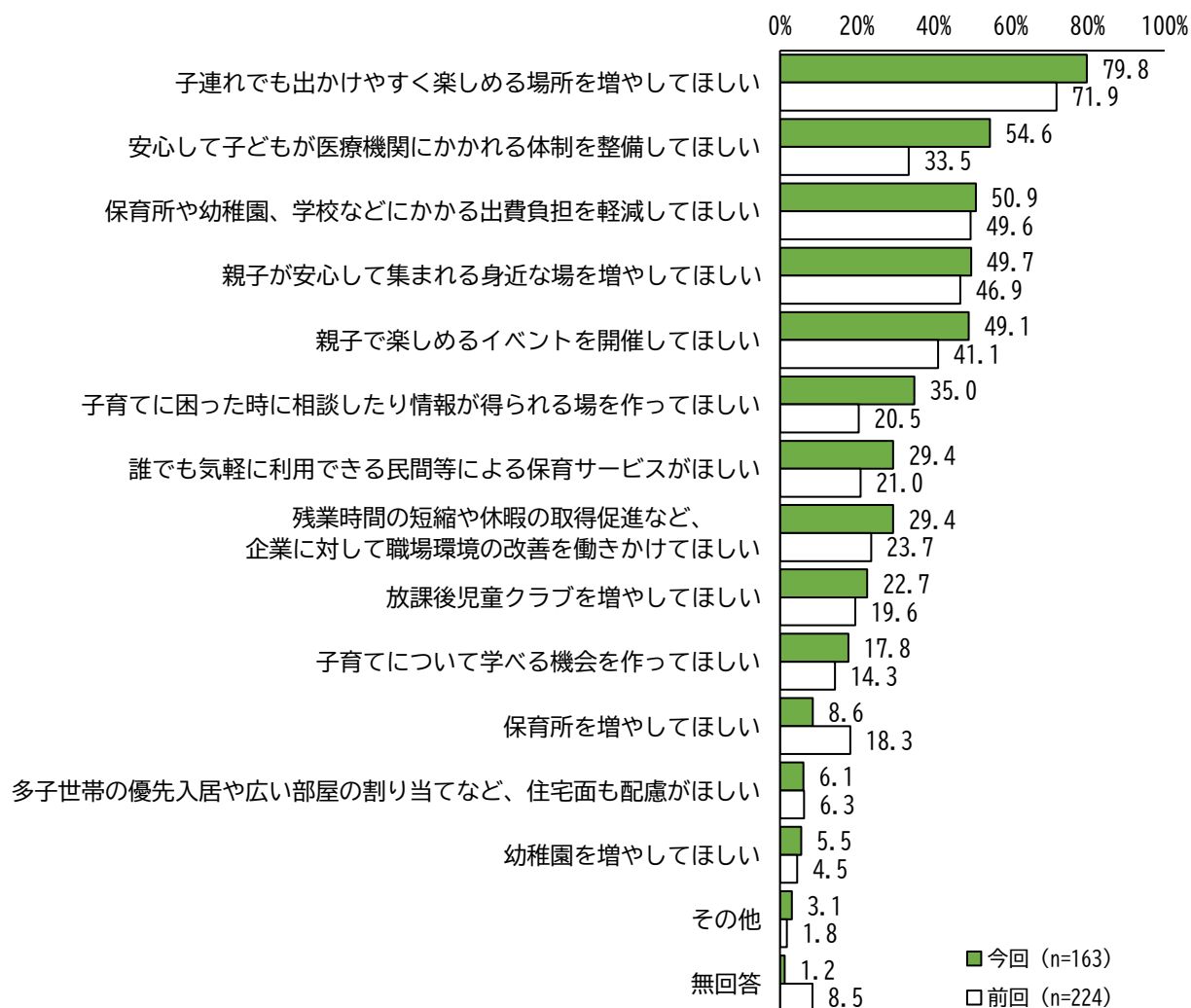


6) 子育て支援環境を充実するために必要な支援策

子育て支援環境を充実するために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が79.8%で最も多く、以下「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が54.6%、「保育所や幼稚園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」が50.9%、「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が49.7%などとなっています。

前回の調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が21.1ポイント増加、「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作してほしい」が14.5ポイント増加、「誰でも気軽に利用できる民間等による保育サービスがほしい」が8.4ポイント増加しています。

問 子育て支援環境充実のためには、どのような支援策が必要だとお考えになりますか。
(あてはまるものすべてに○)



8 こども・若者の意見聴取からみる現状

(1) 意見聴取の概要

1) 調査の目的

「こども基本法」を踏まえた「市町村こども計画」を策定するため、こどもや若者の意見を言える場や仕組みづくりの1つとして、アンケート調査を実施し、居場所に関することやこども・若者支援のために町に求めることなどをうかがいました。

2) 調査の期間

調査区分	調査期間
神川町こども計画策定のためのアンケート調査	令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）
こども・若者の意見聴取に関するアンケート調査	令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）

3) 調査の方法

専用のアンケートフォームによる回答

4) 事前アンケートの回答数

調査区分	対象	アクセス数	回答数
神川町こども計画策定のためのアンケート調査	小・中学生	713件	416件
こども・若者の意見聴取に関するアンケート調査	15～39歳	1,759件	66件



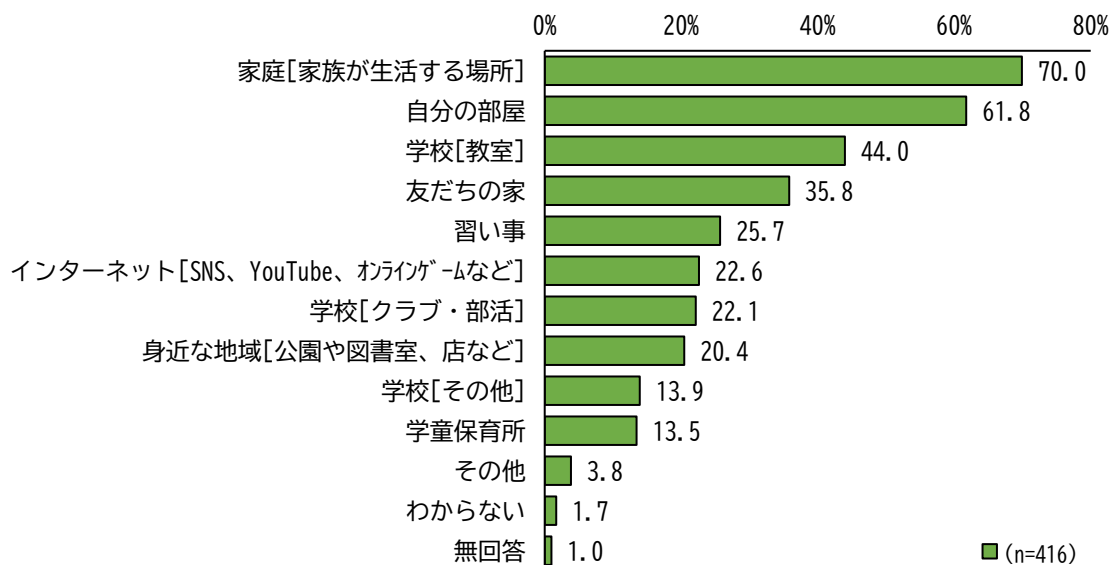
(2) 意見聴取の結果概要

1) 神川町こども計画策定のためのアンケート調査（小・中学生）

①ほっとできる場所や安心できる場所

ほっとできる場所や安心できる場所は、「家庭[家族が生活する場所]」が70.0%で最も多く、以下「自分の部屋」が61.8%、「学校[教室]」が44.0%、「友だちの家」が35.8%などとなっており、身近な場所が居場所となっていることがうかがえます。

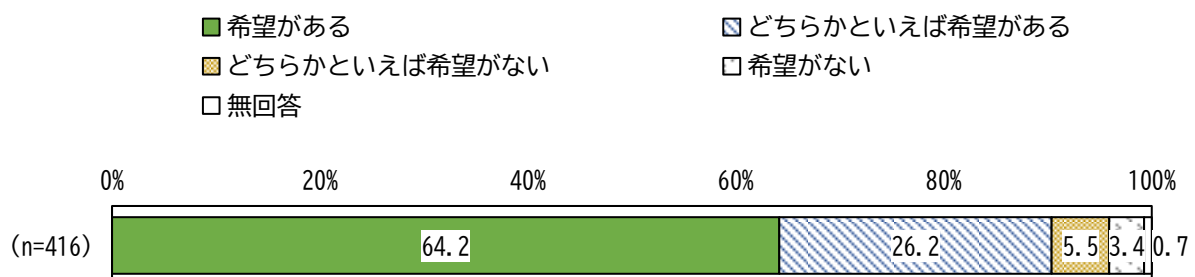
問 あなたには、ほっとできる場所や安心できる場所がありますか。(あてはまるものすべてに✓)



②自分の将来への明るい希望の有無

自分の将来への明るい希望の有無は、「希望がある」が64.2%で最も多く、「どちらかといえば希望がある」と合わせると90.4%を占めています。一方、「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」を合わせると8.9%となっており、将来に不安を抱える児童・生徒が一定数いることがうかがえます。

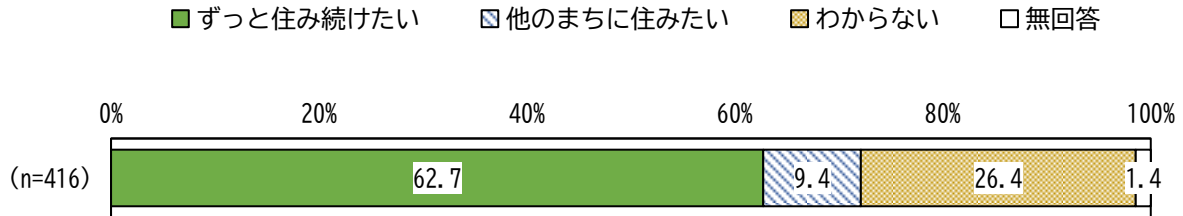
問 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(1つに✓)



③神川町への定住意向

神川町への定住意向は、「ずっと住みたい」が62.7%で最も多く、以下「わからない」が26.4%、「他のまちに住みたい」が9.4%となっています。

問 あなたは、今後も神川町に住み続けたいと思いますか。(1つに✓)

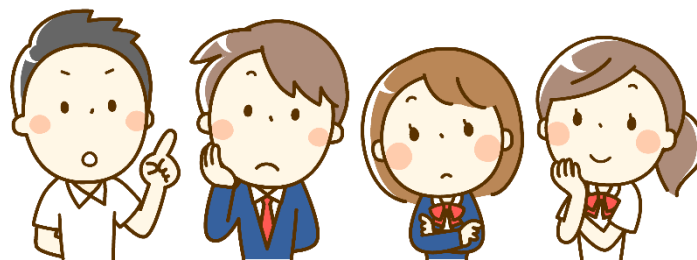
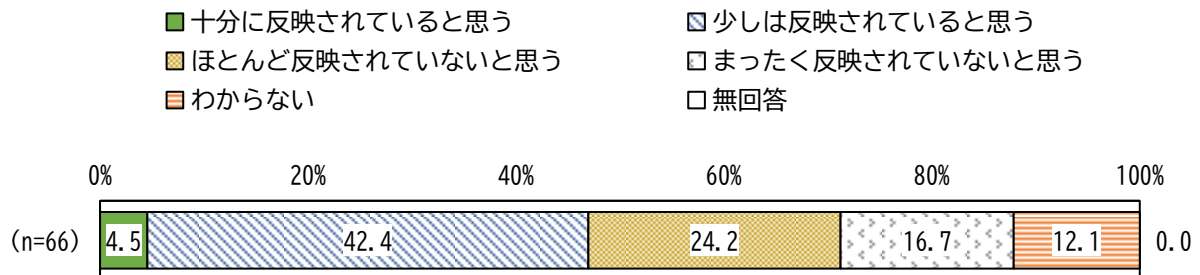


2) こども・若者の意見聴取に関するアンケート調査 (15～39歳)

①こども・若者の意見や考えがまちづくりに反映されていると思うか

こども・若者の意見や考えがまちづくりに反映されていると思うかは、「十分に反映されていると思う」と「少しは反映されていると思う」を合わせると46.9%、「まったく反映されていないと思う」と「ほとんど反映されていないと思う」を合わせると40.9%となっており、意見が分かれる結果となっています。

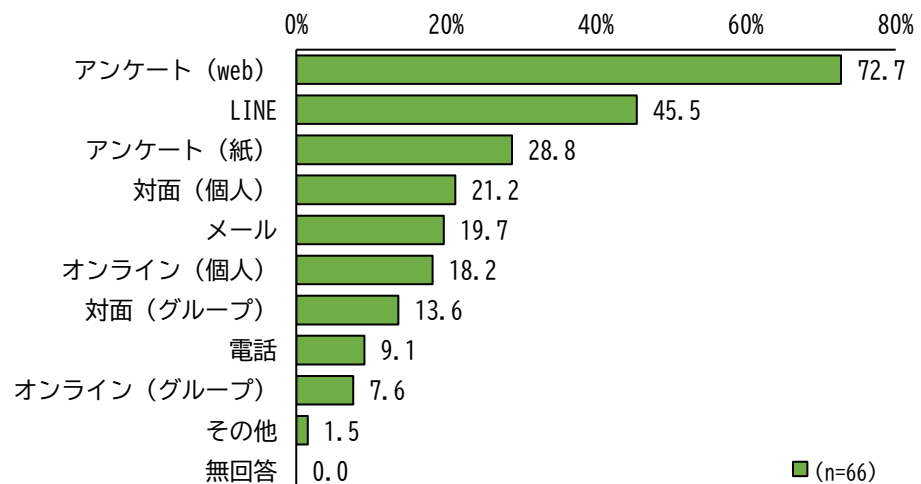
問 あなたは、こども・若者の意見や考えが、まちづくりに反映されていると思いますか。(1つに✓)



②神川町に意見や要望等を伝えやすい方法

神川町に意見や要望等を伝えやすい方法は、「アンケート（web）」が72.7%で最も多く、次いで「LINE」が45.5%となっており、インターネットを活用した方法が伝えやすいことがうかがえます。一方、「アンケート（紙）」や「対面（個人）」などの方法も一定の回答があることから様々な方法による意見聴取が求められます。

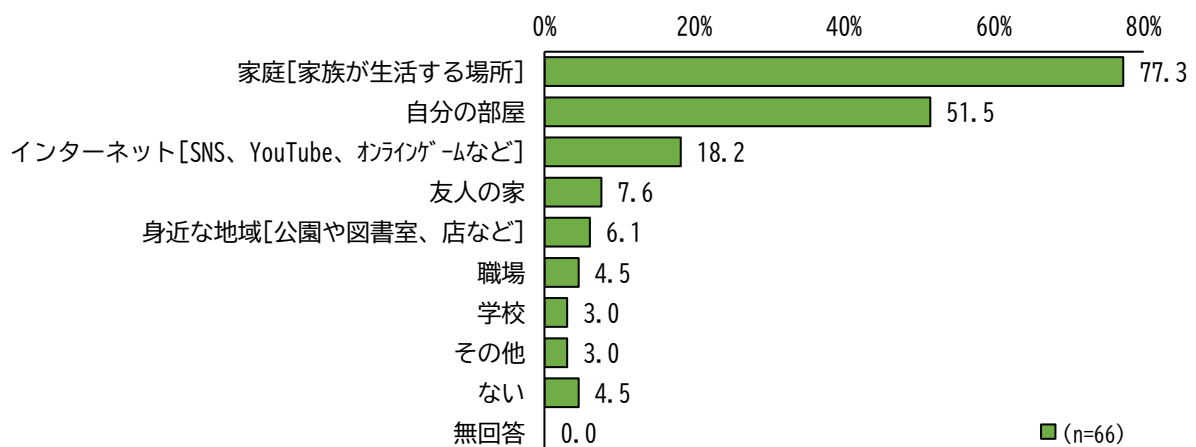
問 神川町に意見や要望等を伝えやすい方法は次のどれですか。（あてはまるものすべてに✓）



③ほっとできる場所や安心できる場所

ほっとできる場所や安心できる場所は、「家庭[家族が生活する場所]」が77.3%で最も多く、以下「自分の部屋」が51.5%、「インターネット[SNS、YouTube、オンラインゲームなど]」が18.2%などとなっており、児童・生徒と同様に身近な場所が居場所となっている一方、その他の場所は居場所となっていない人が大半であることがうかがえます。

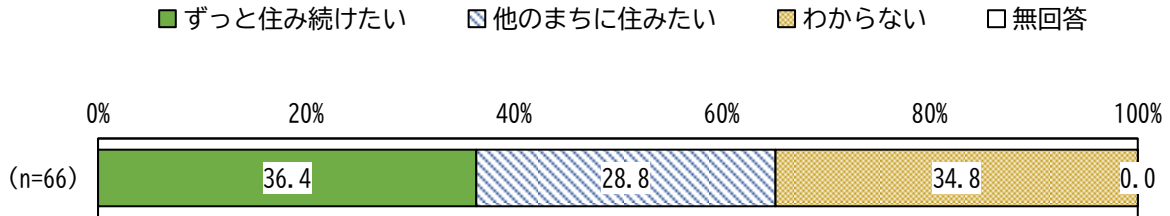
問 あなたには、ほっとできる場所や安心できる場所がありますか。（あてはまるものすべてに✓）



④神川町への定住意向

神川町への定住意向は、「ずっと住みたい」が36.4%、「わからない」が34.8%、「他のまちに住みたい」が28.8%で、児童・生徒とは異なり意見が分かれる結果となっています。

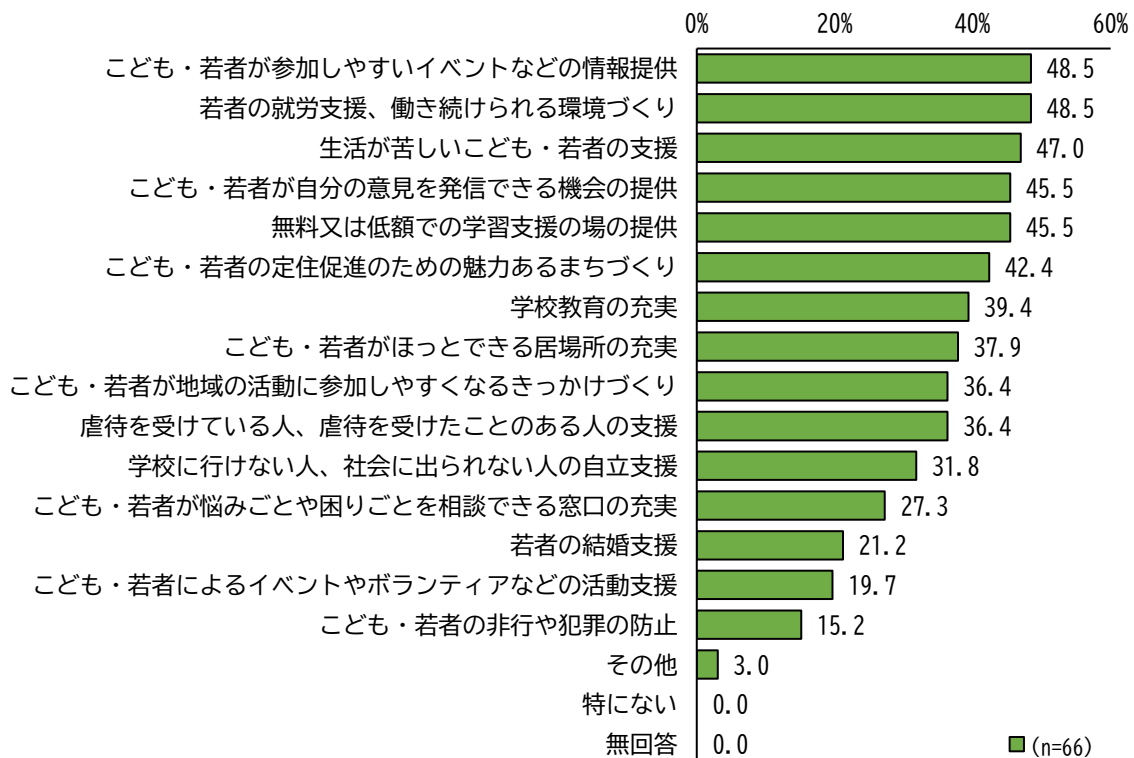
問 あなたは、今後も神川町に住みたいと思いますか。(1つに✓)



⑤こども・若者への支援のために神川町に必要な取組

こども・若者への支援のために神川町に必要な取組は、「こども・若者が参加しやすいイベントなどの情報提供」と「若者の就労支援、働き続けられる環境づくり」が48.5%で最も多く、以下「生活が苦しいこども・若者の支援」が47.0%、「こども・若者が自分の意見を発信できる機会の提供」と「無料又は低額での学習支援の場の提供」が45.5%などとなっており、多様な取組が必要とされていることがうかがえます。

問 あなたは、こども・若者への支援のために、神川町に必要な取組は何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに✓)



第3章 計画の基本的な考え方

-
- 1 こども基本法に基づく計画
 - 2 基本理念
 - 3 基本目標
 - 4 施策体系
-

1 こども基本法に基づく計画

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するために、こども施策を社会全体で推進することを目的としています。

こども基本法の第3条に規定された基本理念は、国連総会において採択された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重）を踏まえたものです。また、こども基本法の第11条には、国や地方自治体が、こども施策にこどもや若者などの意見を反映することが義務付けられており、こどもや若者の声を大切にしながら、「こどもまんなか社会」をつくっていくことが求められています。

■こども基本法の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|--|--|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。</p> |
| <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> | <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> |
| <p>3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |



資料：こども家庭庁 こども基本法 (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>)

2 基本理念

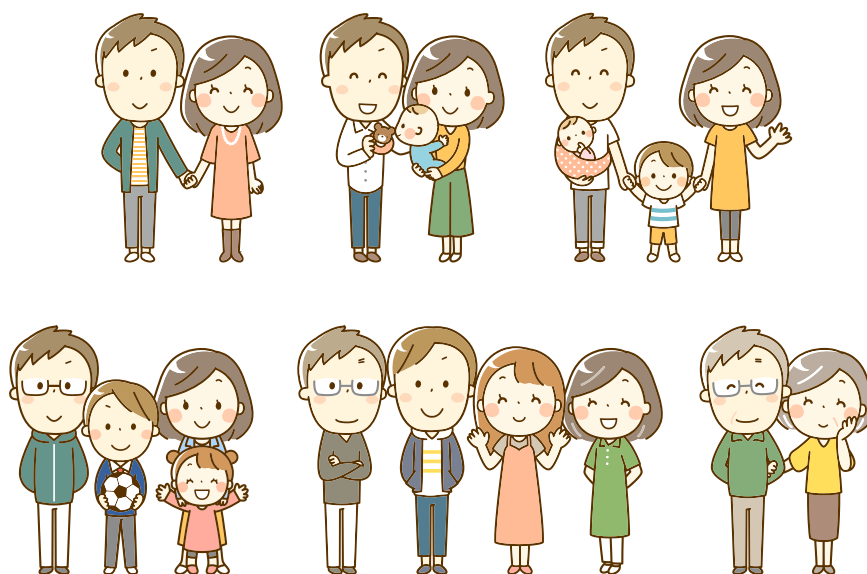
「第2期神川町子ども・子育て支援事業計画」では、「安心して子どもを生み育て、地域みんなで子育てを支えるまち」を基本理念に、豊かな自然に囲まれた本町で暮らしながら、親が安心して楽しく子育てを行い、地域が温かく見守り、こどもがのびのびと健やかに成長していくことができるまちを目指して様々な取組みを進めてきました。

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」のほか、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」など、関連する計画を包含し、一体のものとして策定したものです。

そのため、これまでの子育て支援の考え方を継承しつつ、こども基本法が目指す「こども豊かな社会」の実現に向けて、「こども・若者が未来に希望を持ち 地域みんなで育ち合うまち」を新たな基本理念として掲げ、こども・若者が自らの夢や希望を叶えるために未来を切り開くことができる環境づくりやこども・若者、保護者を地域全体で支え合い、育ち合うことができるまちづくりに取り組みます。

■基本理念

こども・若者が未来に希望を持ち 地域みんなで育ち合うまち



3 基本目標

基本目標1 ゆとりと生きがいをもって子育てができる

子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など、地域全体で子育てをサポートするネットワークづくりを推進します。また、児童の健全育成やこどもの貧困の把握・対策支援を推進します。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

基本目標2 安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長できる

安心してこどもを生み育てることができるよう、乳幼児に対する健康診査や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携強化など、母子保健の充実を推進します。

基本目標3 すべてのこども・若者が健やかに成長できる

こども・若者の人権が尊重され、身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とするこども・若者及びその保護者へのきめ細かな取組みを推進します。

基本目標4 こども・若者が自分らしく育ち、可能性を広げる

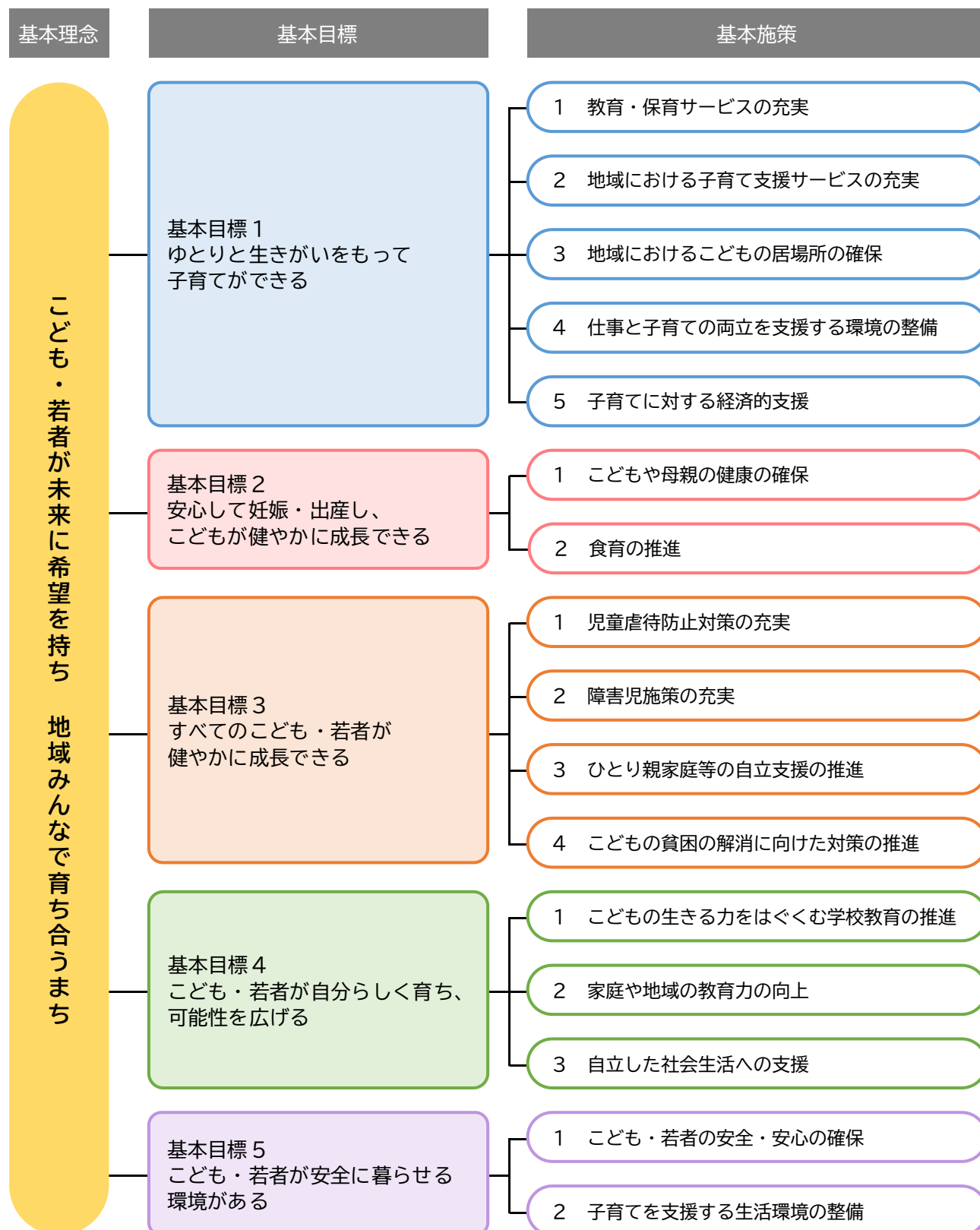
こども・若者が心身ともに健やかに、心豊かに成長することができるよう、学校教育や社会教育を充実するとともに、家庭や学校、地域との十分な連携のもと、支え合い育ち合う力の向上を推進します。また、こども・若者の健全な成長と発達を守るために、有害環境対策を推進します。

基本目標5 こども・若者が安全に暮らせる環境がある

こども・若者が暮らしやすい交通環境や公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、こども・若者が安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。



4 施策体系



第4章 量の見込みと確保の方策

-
- 1 教育・保育提供区域の設定
 - 2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策
-

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は以下のとおり設定します。

保護者やこどもが質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

■教育・保育提供区域

区分／施設・事業名			区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園	町全体
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
	乳児等のための支援給付	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	子育てのための施設等利用給付	新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等	
地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援事業		
	2. 地域子育て支援拠点事業		
	3. 妊産婦健康診査事業		
	4. 乳児家庭全戸訪問事業		
	5. 産後ケア事業		
	6. 養育支援訪問事業		
	7. 子育て世帯訪問支援事業		
	8. 子育て短期支援事業		
	9. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	10. 一時預かり事業		
	11. 時間外保育事業		
	12. 病児保育事業		
	13. 放課後児童健全育成事業		
	14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	15. 児童育成支援拠点事業		
16. 親子関係形成支援事業			
17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業			
18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業			

2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	幼稚園の利用を希望する家庭
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園	就労家庭等
3号認定	0～2歳	保育所・認定こども園 + 地域型保育	就労家庭等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所、認定こども園
特定地域型保育事業	・ 小規模保育（定員6～19人） ・ 家庭的保育（定員5人以下） ・ 居宅訪問型保育 ・ 事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員子ども専用）
新制度未移行幼稚園	私学助成の幼稚園 （子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(1) 0歳児、1～2歳児保育（3号認定こども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。また、共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な1～2歳児保育定員の確保を図ります。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児利用者数（人）	18	20	21	21	14
1歳児利用者数（人）	24	26	32	35	33
2歳児利用者数（人）	48	35	45	39	38

■量の見込み及び提供体制（0歳児保育）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数（人）①		25	25	24	23	22
提供体制 （人）②	教育・保育施設	25	25	24	23	22
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保方策－量の見込み（②－①）		0	0	0	0	0

■量の見込み及び提供体制（1歳児保育）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数（人）①	50	47	45	45	43
提供体制 （人）②	教育・保育施設	50	47	45	43
	地域型保育事業	0	0	0	0
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

■量の見込み及び提供体制（2歳児保育）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数（人）①	48	54	50	49	48
提供体制 （人）②	教育・保育施設	48	54	49	48
	地域型保育事業	0	0	0	0
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 3～5歳児教育・保育（1号認定こども及び2号認定こども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所等において、必要な3～5歳児保育定員の確保を図ります。また、世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園及び保育所等において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所利用者数（人）	158	160	141	137	128
幼稚園利用者数（人）	82	82	73	57	36

■量の見込み及び提供体制（1号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数（人）①	28	24	26	24	24
提供体制 （人）②	教育・保育施設	28	24	26	24
	地域型保育事業	0	0	0	0
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

■量の見込み及び提供体制（2号認定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数（人）①	133	118	123	118	119
提供体制 （人）②	教育・保育施設	133	118	123	119
	地域型保育事業	0	0	0	0
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

幼稚園・保育所等に通っていない3歳未満のこどもを対象に、保育所や認定こども園等の余裕定員等を活用し、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行う事業です。

国及び県の動向を把握するとともに、先行自治体の取組みを調査・研究に努め、実施についての検討を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

そのため、令和7年度から令和11年度の「量の見込み」に対応するための「確保の内容」を設定します。

(1) 利用者支援事業

◇対象：こどもの保護者（主に就学前児童保護者）◇

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、子育て支援のチラシ発行などによる情報提供を行うとともに、子育て支援担当の窓口や保健センターの窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

今後も、町民福祉課の窓口において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■量の見込み及び確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（か所）①	1	1	1	1	1
確保の方策					
提供体制（か所）②	1	1	1	1	1
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

◇対象：0～5歳◇

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

施設定員の設定はしていませんが、ニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

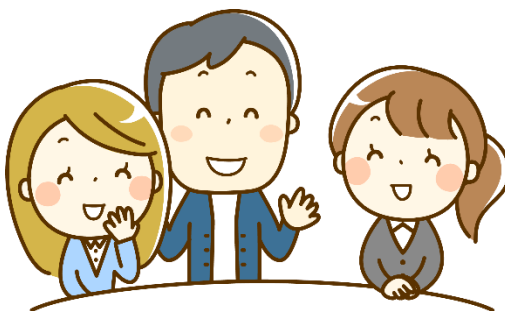
■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
利用者数（人回）	727	1,180	1,017	812	950

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）①	1,734	1,757	1,673	1,624	1,553
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
利用者数（人回）②	1,734	1,757	1,673	1,624	1,553
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0



(3) 妊産婦健康診査事業

◇対象：すべての妊産婦◇

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。また、令和4年度からは、出産後間もない時期の産婦の心身の健康状態等も把握しています。

本町では、医療機関等において妊産婦健診を実施しており、量の見込み及び確保の方策は、出生数としています。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実受診者数（人）	83	89	83	90	85

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実受診者数（人）	45	43	42	39	39

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

◇対象：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭◇

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や保育環境等の把握を行う事業です。

町内の対象家庭に対し、町の保健師が自宅に訪問し、母子の心身の状況と保育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

量の見込みは、0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。今後も、町の保健師による事業の実施を予定しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭に対しては、適宜、関係者によるケース会議を行い、産後ケア事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問乳児数（人）	52	50	49	53	50

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問乳児数（人）	46	45	43	42	39

(5) 産後ケア事業

◇対象：産後1年以内の乳児とその母で、産後ケアを必要とする方◇

産後1年以内の母子（こどものみの利用、医療的ケアが必要な場合は対象外）に対して、産後も安心して子育てできるように、産後の母親の心身のケアや健康状態のチェック、育児についての相談やサポートを行う事業です。

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）①	30	30	30	30	30
確保の方策					
利用者数（人日）②	30	30	30	30	30
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

◇対象：こども、保護者等◇

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、事業を実施していませんが、町の保健師や担当部署の職員が同様の業務を行います。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

◇対象：要保護児童・要支援児童及び特定妊婦のいる家庭で、支援を必要とする方◇

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止する事業です。

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）①	36	36	36	36	36
確保の方策					
利用者数（人日）②	36	36	36	36	36
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(8) 子育て短期支援事業

◇対象：0～11歳◇

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）です。

宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上、近隣市町村の児童福祉施設等へ委託し、ニーズに対応していきます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	2	2	2	4	4
利用者数（人回）	0	4	0	3	0

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）①	35	35	35	35	35
確保の方策					
提供体制（か所）	4	4	4	4	4
利用者数（人回）②	35	35	35	35	35
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0



(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

◇対象：就学前・就学児童◇

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

現在、町内1か所で実施しており、利用者のニーズや事業の担い手となる人材の確保を図り、事業を実施していきます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
延べ活動件数（件）	0	0	0	0	0
提供会員数（人）	3	3	3	3	4
依頼会員数（人）	7	7	9	6	7
両方会員数（人）	0	0	0	0	0

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）①	5	5	5	5	5
確保の方策					
利用者数（人日）②	5	5	5	5	5
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業

1) 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

◇対象：3～5歳◇

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

今後も、保護者の利用ニーズに対応できるよう、事業量の確保に努めます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1
利用者数（人日）	1,855	2,889	2,463	1,791	1,500

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
利用者数（1号認定・人日）	27	24	25	24	25
利用者数（2号認定・人日）	4,125	3,640	3,882	3,640	3,640
合計（人日）①	4,152	3,664	3,907	3,664	3,665
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
利用者数（人日）②	4,152	3,664	3,907	3,664	3,665
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

2) 幼稚園の在園児以外を対象とした預かり保育

◇対象：1～5歳◇

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

町内の保育所2か所（丹荘保育所、青柳保育所）において、学校行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応するために一時預かり事業を実施しています。

今後も、一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	3	3	3	3	2
利用者数（人日）	58	56	58	89	32

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）①	1,189	1,127	1,115	1,084	1,068
確保の方策					
提供体制（か所）	2	2	2	2	2
利用者数（人日）②	1,189	1,127	1,115	1,084	1,068
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(11) 時間外保育事業（延長保育事業）

◇対象：0～5歳◇

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

本町では、11時間を超える保育は実施していませんが、利用意向に応じ、近隣市町村と連携した対応や、事業の整備について検討します。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	0	0	0	0	0
利用者数（人）	0	0	0	0	0

(12) 病児保育事業

◇対象：0～5歳◇

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

保育所に通っているこどもが病気になっても仕事を休めない場合などに、保護者に代わって病気のこどもの世話をする病児保育のニーズの高まりを受け、本町では、令和4年度から丹荘保育所内に病後児対応型保育事業を実施しています。

今後も、保護者の利用ニーズに対応できるよう、事業量の確保に努めます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	0	0	1	1	1
利用者数（人）	－	－	22	12	12

■量の見込み及び確保の方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）①	25	25	25	25	25
確保の方策					
提供体制（か所）	1	1	1	1	1
利用者数（人日）②	25	25	25	25	25
確保方策－量の見込み（②－①）	0	0	0	0	0

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇対象：小学生◇

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、放課後に遊びや生活の場を提供する事業として、梨の実クラブ、あおやぎ学童、渡瀬学童保育所、丹荘学童保育所で実施しています。

今後も、町内の放課後児童クラブにおいて事業を実施し、必要な事業量を確保できる見通しです。また、「放課後児童対策パッケージ」との整合性を図りながら、遊びの場の拡大、幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭のこどもに対する放課後児童の居場所の確保に向けた対応に努めます。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	4	4	4	4	4
登録児童数（人）					
1年生	47	42	47	34	35
2年生	34	45	40	45	36
3年生	40	28	40	34	43
4年生	21	26	21	30	29
5年生	23	7	15	13	16
6年生	13	17	4	7	8
合計	178	165	167	163	167

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）					
1年生	24	29	22	22	22
2年生	37	24	29	22	22
3年生	36	37	24	29	22
4年生	33	28	30	20	24
5年生	32	32	28	30	19
6年生	34	32	32	28	30
合計①	196	182	165	151	139
確保の方策					
提供体制（か所）	4	4	4	4	4
定員（人）②	240	240	240	240	240
確保方策－量の見込み（②－①）	44	58	75	89	101

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◇対象：こども、保護者等◇

要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

今後も、代表者会議や関係機関の実務者が定期的集まり、ケースの進行管理等を行う実務者会議等を開催します。また、関係機関で構成している実務者を対象に、虐待防止に関する研修会や講演会を開催するなど、資質向上を目指します。

■実績

※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催回数（回）	3	3	3	3	3

■量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催回数（回）	3	3	3	3	3

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対し、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、状況に応じた包括的な支援を行う事業です。

本町の実情を踏まえ、国が示す具体的内容に基づき検討をしていきます。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、グループワークやロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を設ける等の支援を行う事業です。

本町の実情を踏まえ、国が示す具体的内容に基づき検討をしていきます。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

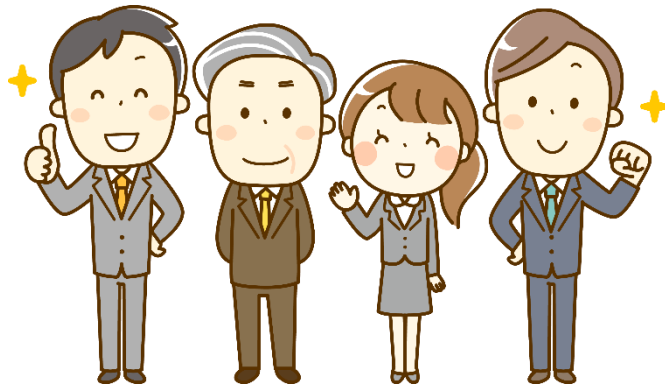
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町の実情を踏まえ、国が示す具体的内容に基づき検討をしていきます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

本町の実情を踏まえ、国が示す具体的内容に基づき検討していきます。



第5章 施策の展開

-
- | | |
|-------|--------------------------|
| 基本目標1 | ゆとりと生きがいをもって子育てができる |
| 基本目標2 | 安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長できる |
| 基本目標3 | すべてのこども・若者が健やかに成長できる |
| 基本目標4 | こども・若者が自分らしく育ち、可能性を広げる |
| 基本目標5 | こども・若者が安全に暮らせる環境がある |
-

基本目標 1 ゆとりと生きがいをもって子育てができる

基本施策 1 教育・保育サービスの充実

【現状】

- ◇働き方改革が進むなか、父親の長時間労働が緩和される一方で、母親の就労時間が長くなっている現状があります。（ニーズ調査・19～20頁）
- ◇子育て支援に対する国の指針、核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、保育需要は高まり、多様化するニーズに対応していくことが求められます。
- ◇教育・保育サービスを充実するために、人材の確保やサービスの質的向上を図ることが重要であるため、研修や講習会への参加や保育連絡協議会等による情報交換などに努めています。

【施策の方向】

- 町民の教育・保育ニーズに対応できるよう、新たなサービスの検討や適正なサービス量の確保に努めます。
- 教職員や保育士の確保や質の向上を図り、更なるサービスの充実を目指します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業	町内には、公立2か所の保育所があり、保育指針に基づいて保育の向上に努めています。	町民福祉課 （子育て支援担当）
一時預かり事業	母親の育児問題の解消や急病、勤務形態の多様化などに対応して、保育所における一時預かり事業のより一層の充実に努めます。	町民福祉課 （子育て支援担当）
延長保育事業	多様化する保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間を超えた延長保育事業の実施を検討します。	町民福祉課 （子育て支援担当）
低年齢児保育事業	低年齢からの保育所への入所希望者は増加傾向にあることから、受け入れ体制や保育内容の充実に向けた整備に努めます。	町民福祉課 （子育て支援担当）
障害児の保育事業	障害児の保育に対応できるよう、保育士の研修を充実します。また、障害児の適切な対応が図れるよう、保健センター、保育所、幼稚園及び小学校との連携を強化します。	町民福祉課 （子育て支援担当）
家庭支援推進保育事業	ひとり親家庭、外国人家庭、障害児（者）の家庭等の支援をします。	町民福祉課 （子育て支援担当）
保育所の地域活動事業	地域の実情に応じた幅広い地域と交流活動を推進します。	町民福祉課 （子育て支援担当）

事業名	事業内容	担当課
病児・病後児保育事業	保護者の就労などにより、病中・病後に保育所等に預けることができない場合に対応するため、町内の保育所（1か所）に病後児保育室を設置し、病後児保育事業を実施します。	町民福祉課 （子育て支援担当）
幼稚園の在園児を対象とした預かり保育	長時間保育の推進や預かり保育の実施を図るとともに、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、こどもたちの健やかな発育と幅広い人格形成を図ります。	町民福祉課 （子育て支援担当） 学務課
教職員、保育士の資質向上	教職員や保育士の研修・講習会など年間プログラムを作成して、参加を積極的に進め、教育・保育の資質の向上に努めます。また、人材交流や情報交換に努め、幼稚園と保育所の連携に努めます。	町民福祉課 （子育て支援担当） 学務課
教育・保育給付の支給	幼稚園、保育所、認定こども園等の利用にあたり、施設型給付、地域型保育給付を支給します。	町民福祉課 （子育て支援担当）



基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実

【現状】

- ◇子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や子育て家庭の孤立、地域における子育て力の低下等の問題が生じています。
- ◇子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、0歳から3歳までのこどもとその保護者の居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営や、子育て情報の発信、子育て・育児相談を実施しています。
- ◇地域の子育て支援サービスに関して、過半数の保護者が情報を得やすい、また、利用しやすいと回答しており、評価が高まっていることがうかがえます。(ニーズ調査・23頁)

【施策の方向】

- 身近な場所でこどもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、様々な機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 広報やホームページを介した子育て支援情報の発信を強化するとともに、各種情報媒体を積極的に活用していきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
親子のふれあい事業	親子のふれあい事業により心身両面の安定を図るため、ニーズ調査を定期的実施して内容の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター子育て相談窓口)
ふれあいの広場	母子愛育会と連携し、こどもたちのふれあいや母親同士の交流の場として「ふれあいの広場」を推進します。また、利用者のグループ化や活動団体の育成、団体間の連絡調整などの支援を行います。	保険健康課 (保健センター子育て相談窓口)
ファミリー・サポート・センター事業	育児の手助けをしてほしい人と育児の協力をしてくれる人が会員となり、育児の助け合いを行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
育児講座	保育所による講座と庁内関係課が連携し、育児講座の継続的な実施に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
子育て支援センター	地域における子育て支援の基盤を充実するため、相談・指導・情報提供・交流の場の提供などの強化に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
パパママ応援ショップ	妊娠中の方から18歳までの子育て家庭が対象で、県内協力店の優待する支援サービスが受けられるパパママ応援ショップ事業を推進します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
母子愛育会の活動	地域にあった子育て社会を目指し、母と子の健康増進などのため、母子愛育会の自主的な活動を支援します。	保険健康課 (保健センター子育て相談窓口)

事業名	事業内容	担当課
子育て支援サービス 情報の提供	広報やホームページによる情報提供の充実に努めるとともに、子育て支援サービス情報を提供します。	保険健康課 （保健センター 子育て相談窓口） 町民福祉課 （子育て支援担当）
読み聞かせ事業	読書好きのこどもを育成するため、読み聞かせボランティアによるこどもへの読み聞かせ事業を推進します。	学務課
保育所保護者会活動	保護者会との連携を図りながら、保護者会活動を支援します。	町民福祉課 （子育て支援担当）
家庭・幼稚園・保育所・ 小学校・中学校の連携	乳幼児と小・中学生のふれあい事業、中学生の家庭科実習や社会体験事業を実施します。一貫性のある教育が行われるよう、家庭・幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を強化します。	学務課 町民福祉課 （子育て支援担当）



基本施策3 地域におけるこどもの居場所の確保

【現状】

- ◇小学校低学年では、共働き世帯・核家族化・ひとり親家庭の増加等もあり、小学生における放課後児童クラブの利用のニーズが高まっています。（ニーズ調査・22頁）
- ◇小学校高学年では、習い事やスポーツの需要が高まっているほか、過半数が自宅で過ごさせたいという保護者の希望があります。（ニーズ調査・22頁）
- ◇こどもが安心して過ごすことができるよう、地域における多様な居場所づくりが重要です。

【施策の方向】

- こどもが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を充実します。
- こどもが放課後を安全に安心して過ごすことができるよう、安全に安心して活動できる施設づくりや体制づくりを検討していきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ	仕事等で放課後保育が必要なこどもの居場所を確保するとともに、こどもたちの自主性を育てる環境づくりに努めます。	町民福祉課 （子育て支援担当）
放課後子ども教室	学校等を活用し、学校・家庭・地域の連携協力によるこどもの放課後の安全・安心な場所を確保するとともに、学習や様々な体験・交流活動の機会を検討します。	学務課
週末・夏休みこども教室	授業のない週末や夏休みに、生涯学習施設を中心に学校教科以外の学習機会の提供を目的に各種教室を実施します。	生涯学習課
子ども会育成会活動	こどもたちの自主性を伸ばし協調性を育てることを目的に、子ども会育成会の活動の支援を行い、活動の活性化を推進します。	生涯学習課
幼児期におけるスポーツ活動	幼児期における走る・蹴る・投げる・跳ぶなど、心身の健全な発達に向けたスポーツ活動を支援します。	学務課
スポーツ少年団活動	町には、7つのスポーツ少年団（野球、空手道、サッカー、ミニバレー、ミニバスケット、少林寺拳法、バドミントン）があり、それらの活性化に向け活動への支援を行います。	生涯学習課
多様な居場所の確保	学習支援の場やこども食堂をはじめ、気軽に集い、落ち着ける多様な居場所の確保に向けた支援に努めます。	学務課 町民福祉課 （子育て支援担当） 社会福祉協議会
公園・遊び場の整備	「神川町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」に適合した都市公園や自然を活用した児童公園等の整備に努めます。また、遊具の安全点検をはじめ維持管理に努め、安全で安心して遊べる身近な遊び場を確保します。	建設課

基本施策4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

【現状】

- ◇働き方改革が進むなか、父親の長時間労働が緩和される一方で、母親の就労時間が長くなっている現状があります。（ニーズ調査・19～20㉔）
- ◇コロナ禍をきっかけに、リモートワークやテレワークが急速に普及したことにより、働く場所や時間を柔軟に選べるようになり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取りやすくなった一方、職種や職業によって労働環境や労働条件等の格差が生じています。
- ◇男女共同参画社会の構築や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の更なる充実と推進が求められます。

【施策の方向】

- 性別にかかわらず、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりや意識の高揚を図ります。
- 妊娠や出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
多様な働き方・生き方への意識啓発	男女がともに職場、家庭、地域において調和のとれた多様な働き方や生き方の見直しを進めるワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	経済観光課 町民福祉課 （子育て支援担当）
育児休業等の取得の意識啓発	父親がより多く育児に参加できるよう、育児休業の取得について職場の理解を深めるため、広報、パンフレット、ポスター等により意識啓発に努めます。	町民福祉課 （子育て支援担当）
女性の再就職支援	子育てが一段落して再就職を希望する女性を支援するために、事業所及び関係機関と連携して就職相談や雇用求人情報の提供について支援します。	町民福祉課 （子育て支援担当）



基本施策5 子育てに対する経済的支援

【現状】

- ◇子育てにかかる経済的負担に対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。
- ◇児童手当の支給をはじめ、幼児教育・保育の無償化、保育所における保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、医療費の助成などを実施しています。
- ◇子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、近隣の自治体と連携して国及び県へ要望を行っています。

【施策の方向】

- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一部助成を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童手当の支給	子育て家庭に対し、国の制度に基づき、手当を支給します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
こども医療費の助成	18歳年度末までのこどもを対象に、保険給付の対象となる医療費の一部を助成します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
保育所及び幼稚園にかかる費用の軽減	保育所及び幼稚園の保育料の軽減と負担の公平化を図ります。	町民福祉課 (子育て支援担当)
出産祝金の支給	育児に対する保護者の経済的負担の軽減等を目的として出産に対して祝金を支給します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
多子世帯の国民健康保険税軽減制度	18歳未満の国民健康保険の加入者が3人以上いる世帯を対象に、国民健康保険税の一部を減免します。	保険健康課
幼児教育・保育の無償化	国の制度に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのこども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの利用料を無償化します。また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
町立小中学校、幼稚園、保育所の給食費の無償化	保護者の経済的負担の軽減等を図るため、町立小中学校、幼稚園、保育所に通う町内在住の児童生徒の給食費を無償とします。町内在住で、町外の小中学校、保育所、幼稚園に通う児童生徒の給食費等については、補助金を交付します。	学務課 町民福祉課 (子育て支援担当)
ランリユック購入費助成事業	保護者が安心して子どもを育てる環境づくりを促進するとともに保護者の経済的負担の軽減を図るため、新小学1年生を対象にランリユック購入費を助成します。	学務課

基本目標2 安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長できる

基本施策1 こどもや母親の健康の確保

【現状】

- ◇こどもを安心して生み育てるためには、こどもと親の健康管理が重要です。
- ◇食生活をはじめ、運動習慣や規則正しい生活等、親子で好ましい生活習慣を築いていくことが望まれます。
- ◇不妊に関する相談や思春期での保健教育など、現在実施している体制の維持、充実を図り、こどもを生み育てやすい環境を形成することが重要です。

【施策の方向】

- 利用者支援事業を通じて、妊娠期からの発達段階に応じた、切れ目のない母子保健事業を推進します。
- きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤独・孤立を防止します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援し、かつ各時期に合わせた支援事業を実施し安心した育児ができるように努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
母子健康手帳から母と子の子育て支援	妊娠の届け出をした方には、母子健康手帳を交付し、同時に健康相談を実施します。また、妊産婦の健康から出産後の子育てまで、母子健康手帳により母子への子育て支援の向上に努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
母性健康管理指導事項連絡カード	医療機関と連携して妊婦及び事業所に母性健康管理指導事項連絡カードの利用を推進します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
妊娠期における健康管理	妊婦の健康診査の費用の一部を助成します。また、妊娠期における望ましい食生活、喫煙、飲酒等による胎児への影響などについて、母子手帳交付時又はママパパ学級等様々な場を活用して啓発や、小冊子等の作成・配布を行い妊婦相談も随時実施します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
妊産婦訪問指導	医療機関と連携して妊産婦健康診査及び妊産婦訪問指導等の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
育児パッケージ	第1子及び第2子を出産された方にベビー用品等の育児パッケージをプレゼントし、子育てを応援します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)

事業名	事業内容	担当課
赤ちゃん訪問	誕生後2か月以内に家庭訪問をして早期に子育ての相談を実施し、支援体制を充実します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
乳幼児健康診査	乳幼児の家族との関わりを深めながら、すべての乳幼児が健診を受けられるよう努めるとともに、発達の遅れがみられ療育支援が必要と思われる乳幼児や、子育てが困難な家庭を早期に発見できるよう、健診の充実を図ります。また、乳幼児健診の未受診家庭の把握に努め、フォロー体制の充実を図ります。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
2歳児歯科検診	2歳児を対象に身体測定、歯科診察、歯みがき相談(ブラッシング指導、フッ素塗布)、育児相談及び栄養相談などを行います。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
育児相談(にこにこ相談)	子育てに対する相談やこどもの身長・体重測定等を実施します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
歯科保健	妊娠中から学童期までにおける歯科保健指導の充実に努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
ママパパ学級	妊娠中の歯の健康管理や歯科検診、妊婦交流を行います。また、出産と育児についての話や、行政情報の提供など、町ならではの特色を生かした取り組みに努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
育児教室(おやぼっこ)	作業療法士を講師に乳児(3~8か月児)の愛着形成と発達を促す遊び方についての育児教室を実施します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
離乳食実習 (パクパク離乳食)	離乳食実習を開催し、栄養士の指導のもと、調理実習を行い、食べさせ方から離乳食を進めていく上での相談、身長、体重測定、育児相談を行います。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
乳幼児の事故防止の推進	乳幼児の事故防止に向けた意識啓発(パンフレットの配布)や、保育所、幼稚園の保護者への情報提供に努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
不妊に対する支援	県及び関係機関と連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりと経済的支援を進めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
ブックスタート	赤ちゃん訪問時、6か月児健診に絵本を配布します。6か月児健診ではボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせや親子のふれあいを学ぶ場を提供します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
予防接種	未接種にならないよう、家庭や小・中学校との連携を深めて推進します。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)

事業名	事業内容	担当課
小児医療	こどもが生まれ育つ上で、急病や怪我などの緊急時に安心して受診できるよう、埼玉県救急電話相談（＃７１１９）と休日急患診療所を周知するとともに、小児救急医療体制を整備することが重要であることから小児医療の充実に努めます。	保険健康課 （保健センター 子育て相談窓口）
産後ケア事業	産後１年以内の母子を対象とし、心身のケアや育児支援を医療機関等に委託し、宿泊型、日帰り型、訪問型により助産師や保健師が授乳支援や育児相談を実施します。	保険健康課 （保健センター 子育て相談窓口）
妊婦のための支援事業	妊娠届出から保健師が継続して妊産婦に寄り添った支援を実施します。経済的支援として妊婦１人あたり５万円、妊娠しているこども１人あたり５万円を給付します。	保険健康課 （保健センター 子育て相談窓口）
産前産後サポート事業 「なっちゃん広場」	子育ての不安や悩み等を傾聴し、家庭で孤立することを防ぐためのサポートを実施します。生後１年以内の親子を対象とし、月１回教室を開催して親子の愛着形成や参加者同士の交流を促します。	保険健康課 （保健センター 子育て相談窓口）



基本施策2 食育の推進

【現状】

◇生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

【施策の方向】

●乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取り組めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
食に関する学習・指導	学校栄養教諭による食に関する学習・指導や、「給食だより」などによる啓発を充実するとともに、PTA活動と連携して家庭との情報交換に努めます。	学務課
学校給食等	学校給食については、地場産の食材を利用した安全な給食づくりを基本に、クラス間や異年齢間の交流を行い、また、保護者を対象にした給食試食会により理解を深めてもらうとともに、すでに保育所で実施している食物アレルギーに対応した給食をさらに充実させることに努めます。	学務課
学校・保護者との連携	小児生活習慣病予防に向けてバランスのとれた食物の摂取ができるよう、学校と保護者の連携に努めます。	保険健康課 (保健センター 子育て相談窓口)
保育所の菜園活動	保育所の生活の中でこどもたちが菜園活動を行い、収穫を体験して食への興味関心を育てます。	町民福祉課 (子育て支援担当)



基本目標3 すべてのこども・若者が健やかに成長できる

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

【現状】

◇本町では、こどもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって児童虐待の防止に努めています。

◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層求められます。

【施策の方向】

- 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した虐待防止の早期発見・予防に努め、また、地域の見守りによる発生予防や早期発見について積極的に働きかけていきます。
- 養育支援の必要なこども、保護者、妊産婦について、各機関の機能に応じた役割分担を行い連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター	こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の一体的運営を行い、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図ります。	町民福祉課 (子育て支援担当)
児童虐待防止ネットワークの推進	神川町要保護児童対策地域協議会を充実するとともに、個別ケースの対策や総合的な対応に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
児童虐待の早期発見・早期対応	児童虐待に関して要保護児童の状況の把握や情報交換により、虐待等の予防、早期発見・早期対応に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止します。	町民福祉課 (子育て支援担当)

基本施策2 障害児施策の充実

【現状】

- ◇本町では、「神川町障害者計画・神川町障害福祉計画・神川町障害児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査と保健指導などでの障害の早期発見から、早期療育支援に努めるとともに、特別支援教育支援員を配した小中学校における特別支援教育など、障害児施策を展開しています。
- ◇障害や発達に特別な支援が必要なこどもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となっています。

【施策の方向】

- 社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- 関係機関との連携により、早期発見、早期療育に取り組みます。
- 障害児をもつこどもの保護者や家庭の負担軽減を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
手当の支給	身体又は精神に重い障害がある20歳未満の児童を家庭で育てている方や本人を対象に、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を支給します。	町民福祉課 (子育て支援担当) (福祉担当)
療育体制の確立	障害児の健やかな発育を促すため、教育・保健・医療・福祉の各分野が連携して、障害児通所支援事業の推進や療育相談事業の実施に努めます。	町民福祉課 (福祉担当)
教育環境の充実	教育施設のバリアフリー化の推進に伴い、障害児を受け入れ、ともに健やかな発育を促すため、教諭、保育士の重点的配置や臨時職員の雇用など人的確保に努めます。	学務課
移動支援事業	障害者（児）で外出等に支援が必要と認められた方が、社会生活に必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。	町民福祉課 (福祉担当)
巡回支援事業の充実	発達に課題が見られるこどもについて、早期療育による発達支援及び保護者への個別支援を図るとともに、巡回相談により、保育所、幼稚園、小中学校等の集団場面への支援を行います。	町民福祉課 (子育て支援担当) 保健健康課 (保健センター 子育て相談窓口) 学務課

基本施策3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状】

- ◇本町では、母子家庭や父子家庭のこどもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた経済的支援を中心に行っています。
- ◇地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、経済的な困難や社会的な孤立等に対応するため、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向】

- 自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- 親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
相談・指導体制	ひとり親家庭の自立支援のための相談や指導体制を整備します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
就労対策	ひとり親家庭の経済的自立を助長するため就労を支援します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
各種行事への参加	ひとり親家庭の社会参加やレクリエーション活動等を促進します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、保険給付の対象となる医療費の一部を助成します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
児童扶養手当の支給	父母の離婚など、児童扶養手当の要件に該当する18歳未満の児童を養育している方に児童扶養手当(所得制限あり)を支給します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
母子及び父子並びに寡婦資金の貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が経済的に自立し、安定した生活ができるように、また、扶養しているこどもの福祉増進のために生活資金や就学資金などの貸付けを行い、福祉資金の制度の普及と相談活動を推進します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
交通遺児援護金・援護一時金の給付	埼玉県交通安全対策協議会では、交通遺児の援護を目的として寄せられた善意の寄付金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。	町民福祉課 (子育て支援担当)

基本施策4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

【現状】

◇こどもが夢や希望を持ち、将来を目指すことができる社会を実現するため、経済的支援や保護者の就労支援、学習支援等の総合的な取組を進め、社会全体で解決していく必要があります。

【施策の方向】

- 令和6年6月に制定された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を勘案し、本町のこどもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた取組を充実します。
- 生活に困窮するこどもや家庭に対して、就労、相談、生活、学習などの総合的な支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
教育の支援	生活に困窮する世帯のこどもが、身近な場所で学習支援が受けられるよう支援します。	学務課
保護者の就労支援	保護者が経済的に自立できるよう、関係機関と連携しながら、世帯の状況に応じた就労支援を行います。また、保育施設や放課後児童クラブなど、就労を支える環境整備に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
生活の支援	貧困の状況にあるこども及びその保護者が社会的に孤立せず、心身ともに安定した生活を送ることができるよう、世帯の状況に応じた支援を行います。	学務課 町民福祉課 (子育て支援担当)
経済的な支援	貧困の状況にあるこども及びその保護者が安定した生活を送り、世帯の経済状況に伴うこどもの生活への影響を解消することができるよう、世帯の状況に応じた支援を行います。	学務課 町民福祉課 (子育て支援担当)
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小・中学校で必要な費用の一部を援助します。	学務課
奨学金制度	経済的な理由により大学等へ就学が困難な者に対し、学資を貸付け有用な人材を育成します。	学務課

基本目標4 こども・若者が自分らしく育ち、可能性を広げる

基本施策1 こどもの生きる力をはぐくむ学校教育の推進

【現状】

- ◇こどもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。
- ◇いじめや不登校、こどもによる凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めてこどもとの関わり方が問われています。
- ◇こども・若者の抱える悩みは多種多様であり、ライフスタイルや生活の場、ライフステージに応じた対策が求められます。
- ◇本町では、小・中連携のもと、オール神川体制の教職員研修会を行い、教職員の資質の向上に努めています。

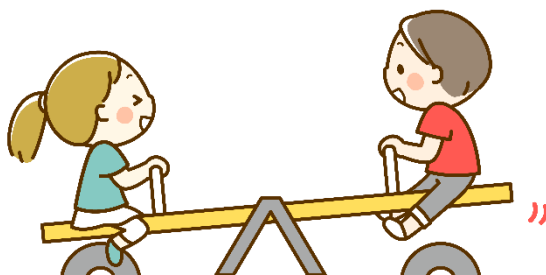
【施策の方向】

- 一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉・教育・労働等の様々な分野の機関の連携を強化します。
- オール神川体制の教職員研修会等により、教職員の更なる資質の向上に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
幼児教育の環境整備	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、家庭と連携を図りながら、季節の行事や様々な体験活動により、こどもの健やかな発育に努めます。	学務課 町民福祉課 (子育て支援担当)
こどもの健康の増進 (学校における保健活動)	アレルギー性疾患、う歯(虫歯)の増加、視力の低下など、こどもの健康課題を改善できるよう、学校保健委員会、生徒指導委員会及びPTAの活動を支援します。	学務課
こどもの体力向上	体育の授業、スポーツ少年団活動、運動部の活動を活性化させ、こどもたちがスポーツに親しみ心身の健全な発達に努めます。	学務課 生涯学習課
人権教育の推進	こども一人ひとりの人権意識の高揚を図り、自他ともに大切にできる心を育てるため、人権教育を推進します。	学務課 生涯学習課
完全学校週5日制への対応	学校教育以外の教育の場を提供するため、学校週5日制に伴う各種事業(講座)を実施するとともに、生活・自然・社会体験活動や文化・スポーツ活動などの学習活動を推進します。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
職場体験学習（社会体験チャレンジ事業）	中学生の「職場体験学習（社会体験チャレンジ事業）」の受入事業所の拡充を図り、多様な体験の場の確保と学習内容の充実に努めます。	学務課
体験農園の整備	学校教育の一環としての体験農園の整備について、更なる充実に努めます。	学務課
教職員の資質向上	小・中連携のもと、オール神川体制の教職員研修会を継続し、教職員の資質の更なる向上に努めます。	学務課
教科外活動の活発化	地域の協力を得ながら、児童・生徒の個性と豊かな人間性を育てるため、課外活動を推進します。	学務課
思春期教育	性教育の重要性にかんがみ、学校及び保護者の認識を高めるとともに、思春期教育の内容の充実に努めます。	学務課
こどもの心の悩みへの対応	こどもたちが悩みごとを気軽に相談できるようスクールカウンセラーの派遣やさわやか相談員の資質の向上に努めます。また、子育てやこどもの学習等に関する教育相談活動を充実するとともに、eメールなどを活用して気軽に相談できる体制をつくります。	学務課
不登校児童生徒への対応	不登校児童生徒の悩みの克服と人間関係づくり、学校復帰と自己実現を図るための支援を行います。	学務課
いじめへの対応	いじめを絶対に許さない意識の醸成に取り組み、いじめの早期発見に努め、関係機関との連携を図りながら、いじめのない学校づくりを行います。	学務課
命を大切にする教育の推進	道徳、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、命を大切にする教育を推進します。	学務課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	心の健康やSOSの出し方、困難に直面した場合の対処方法に関する教育を行います。	学務課



基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

【現状】

- ◇家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながらこどもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。
- ◇子育ての基本は家庭にあることを十分に踏まえ、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭や地域の教育力の向上を図る必要があります。

【施策の方向】

- こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。
- 地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
家庭教育・社会教育等の連携	家庭や地域における教育機能を生かし、こどもの生きる力の育成に向けて、地域に根差した連携を強化します。	生涯学習課
家庭教育学級	こどもの健全な育成を目指して、幼稚園・小中学校・PTAとともに家庭教育学級を開催します。	生涯学習課
地域環境の改善	学校及び警察と連携するとともに、地域の協力による「埼玉県青少年健全育成条例」に基づいた青少年の健全育成に望ましい地域環境づくりに努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
こどもの健全な発育への支援体制	保健センター、保育所、幼稚園及び小学校が連携し、一人ひとりのこどもの心身の状況に応じた総合的・継続的な保育・教育体制をつくります。	学務課 町民福祉課 (子育て支援担当)
青少年の健全育成活動	青少年町民会議、青少年育成推進員、青少年相談員、保護司、更生保護女性会、民生委員・児童委員等と町行政、教育委員会及び学校が連携して青少年育成の地域活動を推進します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
青少年健全育成組織の育成	学校やPTA、地域の団体等との連携を強化して、青少年の健全育成組織の育成に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
青少年の社会参加の促進	青少年が社会の一員として自覚をもち、地域活動や団体活動に参加するよう、リーダーや指導者の育成、情報の提供などの条件整備に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
非行防止活動の推進	不健全な娯楽や有害図書など、青少年にとって有害な環境の排除に努めるとともに、地域ぐるみの環境浄化活動を促進し、非行防止に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
青少年の就業意識の啓発	青少年の特性を生かし、自分に適した職業に就くことにより自己実現が図れるよう国・県と連携して取り組みを進めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)

基本施策3 自立した社会生活への支援

【現状】

- ◇こども・若者が未来を切り開くためには、教育の充実や就職機会の創出、経済的な支援など、多岐にわたる取組が求められます。
- ◇経済的な問題による教育の格差の解消や若者が自立した生活を送るための支援体制の充実などが課題となっており、これらを解決するためには社会全体で取り組むことが不可欠です。

【施策の方向】

- 若者が経済的、社会的、精神的に自立し、自己実現を達成できるよう、就業、メンタルヘルス、社会参加などの多方面にわたる支援を推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
学習機会の拡充	中央公民館、ふれあいセンター及び多目的交流施設等において、生涯学習まちづくり講座や女性学級、成人学級等各種学級・講座を充実させるとともに、時代に即した新たな講座を開設する等、学習機会を拡充します。	生涯学習課
生涯学習施設の活用と充実	生涯学習施設として活用が図られている中央公民館やふれあいセンター、多目的交流施設等の施設を文化活動サークルの活動場所として利便性を高める等の有効活用に努めます。また、町の教育文化の向上を図るため、図書館及び歴史資料館等を兼ね備えた生涯学習センターの設置を検討します。	生涯学習課
サービスを利用していない支援を要する方への対応	孤立・虐待・ひきこもり等でサービスを利用できない方の早期発見・早期対応を図るため、近隣住民や訪問機会のある事業者、関係機関との連携、協力体制の強化に努めます。	保健健康課 (保健センター) 町民福祉課 (子育て支援担当)
再犯防止	罪を犯した方等に対し、医療、福祉サービス、住まい、就労等、必要な支援を行い、再犯を防ぐとともに自立を促進します。	町民福祉課 (福祉担当)
住宅確保要配慮者への支援	生活困窮者、高齢者、障害者、こどもを育成する家庭等、住宅に配慮を要する方の住まいの確保や生活の安定、自立の促進について、関係機関と連携して支援に努めます。	町民福祉課 (福祉担当) (子育て支援担当)
就労支援	生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等、就労に困難を抱える方について、関係機関と連携して支援に努めます。	町民福祉課 (福祉担当) (子育て支援担当)
結婚支援事業	SAITAMA出会いサポートセンターと連携し、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供し、結婚を支援します。	町民福祉課 (子育て支援担当)
結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に、結婚に伴う新生活に係る新居の家賃、引越費用等の一部を補助します。	町民福祉課 (子育て支援担当)

基本目標5 こども・若者が安全に暮らせる環境がある

基本施策1 こども・若者の安全・安心の確保

【現状】

- ◇地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など迅速な情報の伝達が不可欠です。
- ◇防犯講習の開催を通じて、防犯意識の更なる醸成を図るとともに、地域での声かけなど、自主防犯対策の啓発と日々の実践が求められます。
- ◇保育所、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な情報が隔々まで行き渡る体制を作り上げることが重要です。
- ◇ヤングケアラーに関する認識が高まっており、家庭内でのケアを担うこども・若者は、学校生活や社会活動、自分自身の健康等に悪影響を及ぼす可能性があり、支援が求められます。

【施策の方向】

- 自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- 不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を高めます。
- ヤングケアラーや18歳からおおむね30歳代までの若者ケアラーを含めたすべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	児玉地区交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員、児玉警察署等と連携して交通事故防止のキャンペーンや啓発活動、交通安全教室を推進します。	防災環境課 学務課
子ども110番の家・下校ボランティアと見守り活動	子ども110番の家を児童・生徒に周知して、受け入れ家庭及び事業所等の協力を促進します。また、安全マップの作成や下校ボランティアによる見守り活動、防犯ブザーの配布を行い、学校、家庭及び地域で連携して子どもの安全を確保します。	学務課
パトロールの実施	青少年育成推進員、主任児童委員及び自主防犯組織等によるパトロールを実施するとともに、PTA、警察、地域との連携による防犯・安全確保に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)
ヤングケアラーへの支援	埼玉県ケアラー支援条例及び埼玉県ケアラー支援計画を勘案し、ヤングケアラーへの理解を促進するとともに、相談窓口の周知を行います。また、気軽に相談ができることができるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる、包括的な支援体制の構築に努めます。	町民福祉課 (子育て支援担当)

基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備

【現状】

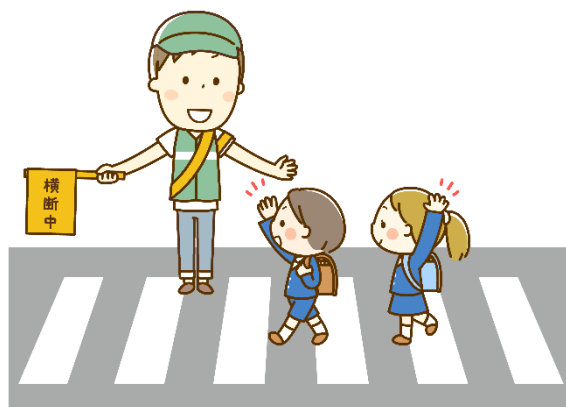
- ◇道路や公園、交通機関、公共的施設など、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。
- ◇まちづくり全般において、こども・若者の視点や子育て家庭の視点からの取組がなされ、町全体が子育てを応援する意識の醸成が求められています。

【施策の方向】

- こどもやこども連れにやさしい道路の整備に努めます。
- こどもやこども連れにも安心して利用できる公共交通機関の充実に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
道路交通環境の整備	こどもから高齢者、障害者の安全で良好な交通環境を確保するため、住宅地や学校の周辺における歩道の整備やスクールゾーンなど、効果的な交通環境の整備を検討します。	建設課
住宅整備	良好な住宅地の開発、誘導に努め、健康や環境に配慮した質の高い住宅建設を推進します。	建設課
防犯灯の設置	安心、安全のまちづくりのため必要な箇所に防犯灯を設置します。	防災環境課
デマンド交通の運行	交通空白地域における新たな交通手段として、デマンド交通の運行を行います。	総合政策課



第6章 計画の推進体制

-
- 1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保
 - 2 こども・若者の社会参画・意見反映
 - 3 関係機関等との連携
 - 4 計画の評価・見直し
-

1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前のすべてのこどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。

地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

(3) 幼稚園、保育所、小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。

幼児期と学童期におけるこどもの育ちの連続性を確保するため、こどもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。また、保育所、幼稚園、小学校の交流や幼稚園教諭と保育士の合同研修を行います。

2 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法の第3条では、こども施策の基本理念として、こどもや若者の意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保することなどが規定されています。また、こども基本法の第11条では、こども施策を策定・実施・評価するにあたって、こどもや若者の意見を反映させるために必要な措置を行うこととされています。

そのため、こども施策の推進にあたって、学校や地域活動での意見交換の場を増やし、こども・若者が自分の意見を発表する機会を提供するとともに、その意見を反映する仕組みを整備し、施策を推進していきます。

3 関係機関等との連携

こども施策は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労など多岐にわたります。

そのため、関係機関等との連携・協働を図りながらこども施策の推進に努めます。また、国や県、近隣市町村とも連携して、施策の推進にあたります。

4 計画の評価・見直し

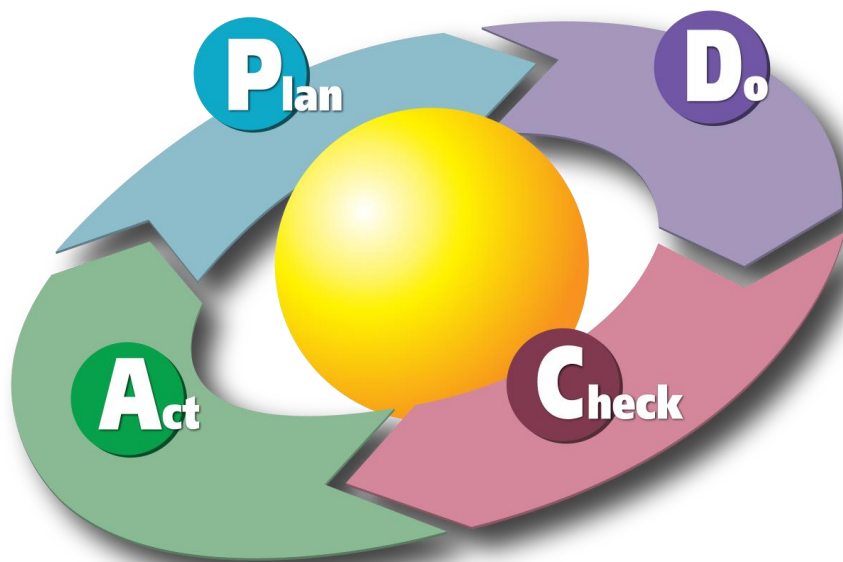
計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうかなどを検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、町民福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取組みの改善につなげていきます。

計画に基づくこども施策の推進にあたっては、町の現状や社会情勢の変化等を踏まえながら、「計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACT）」を行うことにより、目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

-
- 1 計画策定の経過
 - 2 神川町子ども・子育て会議設置要綱
 - 3 神川町子ども・子育て会議委員名簿
-

1 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年1月29日（月）	令和5年度第1回神川町子ども・子育て会議 （1）第3期神川町子ども・子育て支援事業計画について
令和6年2月	子育て支援に関するアンケート調査 《対象：就学前児童及び小学生の保護者》
令和6年7月1日（月）～ 令和6年7月31日（水）	神川町こども計画策定のためのアンケート調査 《対象：小・中学生》
令和6年8月1日（木）～ 令和6年8月30日（金）	こども・若者の意見聴取に関するアンケート調査 《対象：15～39歳》
令和6年6月12日（水）	令和6年度第1回神川町子ども・子育て会議 （1）神川町子ども・子育て会議委員委嘱式 （2）第3期神川町子ども・子育て支援事業計画について
令和6年10月23日（水）	令和6年度第2回神川町子ども・子育て会議 （1）第2期神川町子ども・子育て支援事業計画の評価と次期計画の方向性について （2）こども・若者アンケート調査結果について （3）神川町こども計画骨子案について
令和6年12月20日（金）	令和6年度第3回神川町子ども・子育て会議 （1）神川町こども計画について
令和7年1月10日（金）～ 令和7年2月10日（月）	パブリック・コメントの実施
令和7年2月27日（木）	令和6年度第4回神川町子ども・子育て会議 （1）神川町こども計画について

2 神川町子ども・子育て会議設置要綱

（設 置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者の子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、神川町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- （1）子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2）子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- （3）子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組 織）

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- （3）子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- （4）行政機関
- （5）その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町民福祉課長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

3 神川町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所属機関等	備 考
浅見 明生	神川町PTA連合会長	
川野 順也	神川町青少年育成推進協議会代表	
菊地 直美	主任児童委員	
小泉 ますみ	主任児童委員	
森 昌子	神川町学童保育代表	
田村 華奈	丹荘保育所保護者会長	
木村 美友紀	青柳保育所保護者会長	
渋谷 亜弥	神川幼稚園PTA会長	
根本 なをみ	神川町保育連絡協議会長	委 員 長
西山 幸男	社会福祉協議会	副委員長
齋藤 彰仁	教育委員会代表	
木村 めぐみ	保険健康課保健センター保健師	

神川町こども計画

令和7年3月

発 行 神川町

編 集 神川町 町民福祉課

〒367-0292

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

電話 0495-77-2111

ホームページ <https://www.town.kamikawa.saitama.jp/>